

第4回資源管理のあり方検討会

議 事 録

水 産 庁

第4回資源管理のあり方検討会

1. 開催日時

平成26年6月12日（木） 13：30～17：00

2. 開催場所

三田共用会議所 講堂

3. 出席委員（敬称略）

櫻本 和美 勝川 俊雄 牧野 光琢 八木 信行 東村 玲子
濱田 武士 長屋 信博 重 義行 幡宮 輝雄 田添 伸
藤田 利昭

4. 参考人（敬称略）

小松 正之 佐藤 力夫

5. 水産庁側出席者

香川水産庁次長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 提坂管理課長
加藤漁業調整課長 太田漁場資源課長 黒萩資源管理推進室長 神谷国際課参事官

6. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 第3回検討会の結果等について	2
(2) I Q・I T Qについて（参考人意見聴取）	4
(3) 取りまとめの骨子（案）について	5 3
(4) その他	7 3
3. 閉 会	7 7

○提坂管理課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただ今から第4回資源管理のあり方検討会を開催させていただきます。

私、管理課長の提坂でございますが、議事に入りますまでの間、暫時進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

本日のあり方検討会は、公開で行うこととしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭のみとさせていただきますと思いますので、あらかじめご了承のほど、お願いたします。

続きまして、本日配付いたしました資料の確認をさせていただきますと思います。まず、配席表の次に、本日の第4回資源管理のあり方検討会議事次第でございます。裏に検討会の出席者名簿を印刷してございます。

そして、資料1といたしまして、前回5月20日に開催されました第3回のあり方検討会における概要、主なポイントにつきまして用意させていただきました。この資料1の後ろのほうには、ご参考といたしまして第1回、第2回の概要も併せてとじてございます。

それから、資料の2といたしまして、A4横長の資料ですが、IQ・ITQ方式の我が国への導入についてという第2回の資料から抜粋したものををご用意いたしました。

それから、資料3といたしまして、IQ・ITQについて、本日参考人としてご出席いただいております方々から配付いただきました資料を用意させていただいています。

それから、資料の4といたしまして、取りまとめの骨子の座長案でございます。

さらに、資料の5といたしまして、委員からの配付資料といたしまして、これまで配付いただきました資料をまとめてつづつてございます。

お配りした資料は、以上でございますが、漏れ等、ございませんでしょうか。

その他に、委員の皆様方には、前回までの検討会で使用いたしました資料をファイルにとじてお配りしてございます。必要に応じて参照いただければと思います。なお、この資料につきましては、後ほど、申し訳ございませんが回収させていただきますので、お帰り際には机の上に置いたままでお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります前に、本日参考人としてご出席いただいております方々を紹介させていただきます。

国際東アジア研究センターの小松様でございます。

三重県で漁業に従事されている佐藤様でございます。

○佐藤参考人 佐藤です。よろしくお願いします。

○提坂管理課長 お二人とも資源管理、特にI Q・I T Qについては、著書、講演等によりまして、その考えを発信してこられた方々でございます。後ほど議題の2でI Q・I T Qの我が国への導入について、意見をお聞きいただくこととしてございます。よろしくお願いいたします。

なお、申し訳ございません。拍手は、できれば控えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、櫻本座長、議事の進行方、よろしくお願いいたします。

○櫻本座長 それでは、議事次第に従いまして、議事に入らせていただきます。まずは、議事（1）の第3回検討会結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○黒萩資源管理推進室長 資料の1に、第3回資源管理のあり方検討会概要、主なポイントというものがございます。ご覧ください。

日時は、今年5月20日、13時から南青山会館で開催しました。概要といたしましては、そこに掲げてございます通り、第2回目の検討会の結果についてでございますけれども、濱田委員から、資源管理にI Qを導入すれば収益性改善につながるという認識を改めるべきであるという発言がございました。概要そのものについては特段の意見はなかったところです。

それから、2番目としまして、太平洋クロマグロ、トラフグの資源管理について、現場の漁業者の方々に参考人として来ていただき、色々なお話を聞かせていただきました。

1番目としまして、太平洋クロマグロにつきましては、大中まき網漁業の関係者からは、我が国のまき網だけが厳格な管理をしても効果がない。他の沿岸漁業や韓国等の外国も管理することが重要である。

それから、50%削減となれば、さらに強度の支援措置が必要である。

それから、I Qについて、組合に割り当てて柔軟に配分するのが望ましい。資源回復した後であれば船ごとのI Qというものもあるかもしれないが、現在はなかなか難しい。

それから、2番目としまして、沿岸漁業関係者からは、沿岸、特に離島の零細漁業者は、クロマグロへの依存度が高くて、仮に強い規制が強いられば、漁業集落の存続にもかかわるし、それから未成魚だけでなく、産卵親魚の保護にも取り組んでほしいという意見がありました。

それから、長崎県からは、沖合と沿岸が共存共栄できるような協調が重要であるといった意見がございました。

それから、トラフグでございます。トラフグにつきましては、瀬戸内海区水産研究所の研究者が参考人として来ていただきましたが、資源は危機的な状況にあり、種苗放流の有効化と漁獲削減を合わせることで資源量の回復が期待される。

それから、生育場における未成魚産卵場における親魚を対象とした漁獲規制や保護が重要であるという指摘がございました。

それから、山口県と福岡県の延縄の漁業者の方にも来ていただきましたが、広域回遊魚であるため延縄で現在取り組んでいる4県のみならず、国主導で広域的な対策をしていただくことが必要であるというような意見もございました。

2ページ目です。長崎県さんからは、種苗放流は、小型魚保護を組み合わせた管理措置が効果的であり、九州・瀬戸内海が連携した共同放流体制が必要であるというような発言がありました。

対しまして、各委員からは、国際ルールを守らない国からの輸入を制限することも一考に値する。クロマグロやトラフグ以外の漁獲される魚種についても単価向上を図る努力が必要。

それから、広域に回遊するトラフグは、それに応じた広域に管理する組織が必要である。そして、トラフグでございますけれども、種苗放流を進めるかどうかは、費用対効果が重要である。

そして、トラフグについて、再生産の低下は、漁場環境要因に起因しているところもあるはずなので、その解明も急がなければならないという意見が出されました。

3番目としまして、資源管理計画の取り組みの推進につきまして、事務局から、現在の資源管理指針・資源管理計画の作成状況であるとか、資源管理の取り組み事例であるとか、指針・計画制度の評価・検証について、説明しました。

各委員からは、検証のための知見や人材も必要で、それには国、県の支援がやはり必要である。実施主体が検証するのが重要であって、なるべく早く始めたほうが良いという意見もございました。

そして、大幅な変動のある資源については、直接成果を求めるのは難しい。

しっかりした評価・検証は、年度内には難しいといったような意見も出されました。

それから、自主的管理と公的管理を組み合わせた手法は日本が率先して高度化させることが世界的にも重要である。これまた別なのですが、極めて資源状況の悪いスケトウダラ等については、現在の収入安定対策といった手法で、十分な支援ができているのかという疑問も呈されました。

I Qを導入すれば全て上手くいくわけではないけれども、特に大規模に回遊する資源は、国が調整して漁獲枠を割り当てていく必要がある等の意見が出されました。

4番目として、取りまとめに向けた進め方、そして5番目にその他としまして今後の進め方について記載されておる通りでございまして、説明は省略させていただきます。

4ページ目以降は、第1回目、第2回目の概要についても添付させていただいております。

以上でございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

資料1の第3回あり方検討会概要につきましては、委員の方には既にメールでお返ししましてご確認をいただいておりますが、この時点で何かご意見等がございましたら伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ないようであれば、議事(2)のI Q・I T Qについてですが、先ほどご紹介しました参考人の方から、おのおの20分でご説明をいただきたいと思っております。2人の方の説明が終わってから質疑に入りたいと思っておりますが、約30分、質疑を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、小松様、よろしく申し上げます。

○小松参考人 小松でございます。20分ということなんで、何をどうやってしゃべるか大変なので、簡潔に、佐藤さんは沢山書いていますけれども、私は20分なので割り切って手短かにまとめてきました。

簡単に言うと、色々何だかんだ理屈は言っても、日本の漁業の漁獲量が減少しておること、漁業者が高齢化しているということ、所得が減少しているということ、それから、新規参入というか後継者がいないということ、これはもう明らかな数字ではっきり出ている事実であります。

一方で、ノルウェーも漁業者が日本と同じようなペースで減少しているんですが、残っている、その内容が全然違うわけですね。向こうのほうは、若くてお金持ちでこれからも

「やろう」という人と、お金がたまったら都会に出ていこうという人と二通りいるわけでありまして、この差は何なのかということは、これは明確であります。

この前、トロムソ大学のフラッテンと話したんですけれども、OECD諸国の中で30カ国程度ありますけれども日本の減少率が一番ひどいと。だから、日本とアイスランドとノルウェーの原因の差の共同研究でもしないかというふうに言われてきました。

私も、たった今、オセアニアの2国から帰ってきたばかりであります。その前、アメリカも行ってきましたけれども、行けば行くほど、まず行政官の資源の回復だとか漁業をちゃんとしようという意欲と知識レベルが、もうしっかり根付いている。それから、ラホヤの研究所も行ってきましたけれども、やはり研究者とも、私も何も原稿も見ずに4時間ほど、向こうが10人ぐらいで私は1人だったので、話したんですけれども、やっぱり、今イワシが危機的な状況にあるわけですが、どういうふうな資源管理をしたらいいかということ、科学者のほうが独自に意見を言って、それを行政に上げながら、漁業者を巻き込んで、いわゆる行政庁のほうの一種のトップダウンなんです。マグナソン法で法律上進めろと書いてありますし、ニュージーランドもそう書いてありますし、ノルウェーは、明らかにはそう書いてありませんけれども実際にやっているのは、やはり行政庁が情報を持つわけですね。それから、科学情報は科学研究機関が全く独立して情報を収集して加工して、行政庁に上げて、一種のABCとして勧告するわけですね。

それから、ハーベストコントロールルールの場合、資源量の何%というのを数年にわたって勧告して、その範囲内でずっと採る数量を決めていくんですが、社会的経済要因があっても、その要因というのはむしろ下のほうに働いて、上のほうに働いたというケースはないわけですね。これ、資源の状況を考えれば明らかなんです。そういうことをきちっとやっているということでもあります。

やっぱり研究者の行政からの独立というのは非常に大事でありまして、日本の今の、また私も水産総合研究センターにいましたけれども、理事長以下何人いるのか、数十人はいらると思うんですが、主要ポストを全部占めていますと、これはやっぱりちゃんとした意見を、最も原資も委託費という形で全部紐付きになっていますから、実際に言えるような体制になってないというのは、これはやっぱり大きな問題であろうかというふうに考えます。

ですから、これをまず水産庁からきちっと少なくとも予算面と、それから意思決定を切り離す。ABCの意思決定を切り離すということが、まず第一に重要じゃないかなという

ふうに思います。

それで、世界中を見ていまして、昨日も一昨日もニュージーランドの連中と話してましたんですけども、もう I T Q 以外にないというのは自明の理だと。I Q という選択肢はないのかと言ったら、どうしたって発達する過程でもう I T Q になっていく。それからやっぱり、これから一次産業というのは労働も資本も集約していかないとやっていけない。そうすると、I Q 上は集約ができていかないはずである。そうすると I T Q にならざるを得ないんだと。

それで、このもとで色々な創意工夫、漁場をどういうふうにするか、どのタイミングで使うかということが行われていくんだというのが、政府も、それから SeaFIC といって水産物振興協議会の連中も、そんなことを言っているわけです。

科学的ベースに基づいて T A C をそれ以下に定めて、それを過去の実績に応じて割り振りをするというので、漁業者にどこかで漁獲の制限が入るわけですから、今まで親の敵と魚は見た時とれと、私も役所の時に池尻さんが随分言っていましたけれども、水産庁の委員会で。もうそういう時代は終わったわけですね。コモンズを我々はとってるわけです。そうすると、そのコモンズというのは、勝手放題、採り放題採っていると、これ、なくなるのは当たり前なんで、科学的に見て必要な範囲内で、どうしたってやっぱりこれを守りながら採るということにしていかなければならない。

それで、水産庁は 7 魚種、本当はサバ類を 2 つに割って、8 魚種にすべきなはずでありますけれども、マサバとゴマサバというのは全く似て非なるものでありますから、暖水系と温水系の魚を割らなくていいわけがないわけではありますが、これをやはり T A C という形で決めて、それを割り振って、一人一人の漁獲を決めていくという手続は、やっぱり T A C をまず厳格に設定するということが 1 つ。それから 2 つ目に、やっぱり色々な議論があるでしょうけれども一番やっぱり I Q ・ I T Q として分けやすいのは、歴史的経緯に基づいて、何トン採ったから幾らやりますよということでやっていくのがいいんじゃないかと思うんですね。

そして、この場合は、もちろんパーセンテージで割り振って、それに 2 年ごとに資源評価をするのか 3 年ごとにするのか、それは特段、それぞれが決めればいいたらと思うんですが、掛け算していけばいいんだらうと思うんですね。

それから 3 番目に重要なのは、今の T A C 制度もそうですが、やはり漁獲のモニターと

取り締まりであります。色んなところへ行きますと、やはり大中型まき網で巻いたところが下のほうにスルメイカがかかったから、網を半分に、全部切れるような装置になっていて、その網を流して上のほうのサバだけすくい揚げたとか、それからある漁港に行きますと、やはり魚種のつけ替えをしたらどうか、そういうことが平然とされています。

私も、そのことを一回海外の会議に来た水産庁の若手の方々に、よくよく漁港を特定して、名前を挙げて見ておきなさいよと。これ、一種の言ってみれば犯罪行為に等しいというようなことを言ったことがあるんですが、幾らTACを決めても、TACの決め方がABCに対して甘いわけですが、今度さらにそのTACを本当に守っているのか守っていないのか、これが明確じゃない限りにおいては、このTAC制度は機能しないわけですね。

それで、一番被害を受けるのは、やっぱり漁業として量的に少なく採らざるを得ない沿岸の漁業者のほうで、大中型まき網だとか沖合底びきよりは影響が甚大で、だんだん沿岸のその漁船漁業がなくなって行って、養殖の漁場になって行って、養殖の漁場も今また過渡期を迎えていると、こんなことでありますので、取り締まりや、やっぱり現場機関が厳格にやるということが大事だと。西洋を見ても、オーストラリアにはAFMAがありますし、ニュージーランドにはFishServeという独立機関がありますし、それから北欧の場合は、アイスランドもノルウェーもDirectorateといって漁業総局ですね、これ、中央と切り離すわけでありまして、そこで日常の漁業者の指導だとか苦情処理だとか、それからデータの収集だとか普段の漁業者との話し合いでどんな制度にしたらいいかということを、これを検討するわけでありまして、その結果を中央に上げていきますが、中央のほうは全体の水産政策を3年から5年のスパンで見えていくと。

ノルウェーであれば、むしろこれからは漁業をすることも大事だけれども、販売、貿易に力を入れていきたいと思います。それは漁業省の役割として、もっと力を入れていかなければならないというようなことまで展開していくわけですね。

そういう普段の仕事から独立して、それから漁業省の直接の日々の仕事から、苦情処理から忙殺されることを断絶して、政治家からの介入も、そこで遮断するというやり方をとっているわけですね。

それによって、自主的な自分たちの考える政策を出していくと。もちろん、その政策の裏付けになるのは、法律として明確にそこに根拠を与えているか、行政方針として与えて

いるかということでもあります。

このようなことの制度の全体の見直しというのも、1980年代から90年にかけて二、三十年かけて少しずつやってきて、I T Qを導入していったわけでありますけれども、このI Q・I T Qは、やっぱり当初導入した当時には、どちらかという水産学者じゃなくて経済学者の排出権のほうの取引の専門家のほうの意見を入れてベースを作って、それをアメリカでもオーストラリアでも行政庁の中でその行政担当官だとか漁業を知っている連中が、そこに肉付けをして、その結果を一応漁業界だとか消費者だとか関係者に全部提示しながら、もんで意見を聞きながら少しずつ自分たちの実施すべき案としたと。

すなわち、この前ノルウェーに行った時もしっかり言われましたけれども、トップダウンであると、ボトムアップはないと。要するに、一般の方々、漁業者だとかのステークホルダーを巻き込むのは、行政庁が色んな意見を聞いて、その意見を集約した形で提案して、さらに何度も何度もその組合だとか流通加工だとか消費者、それからNGOの意見を聞いて、それで最終的には行政庁の決断でやることであると。こんな話でありまして、アメリカに行きましても、ニュージーランド、オーストラリア、どこへ行っても、アイスランドでもそのやり方でありまして、日本がよくボトムアップというんですが、この日本の今のボトムアップが成功していると思っている人は一人もいないんだろうと思うんですが、むしろ結果的に失敗していると思うんですね。

それは、組織が悪かったのか、その運用が悪かったのか、両方悪かったのか、色々原因はあるんだろうと思いますが。

それで、このI Q・I T Qの制度設計には、やっぱり経済学者の関与が今言ったように必要であります。ですから、彼らが出してきたものに対して、その肉付けをしていって、それで、そこには一定のその政治介入だとか、色んな介入も許さないと、こんなことでありまして、日本でも、皆さん優秀な方々ばかりがここでも今日、お集まりなんです、やっぱり見てますとどうしても同質の人ばかりが集まっています。同質の人ばかりが集まっていると、どういう同質の人かといいますと、言う必要もないんでしょうけれども漁業関係、水産庁の関係、またはそれとつながっていると。予算なんかでつながっている人たちだけが入っていると。

流通加工も、それから経済学者も経営学者もいませんし、それから外国のアドバイザーもいないわけでありまして、そういう点でもうちちょっと幅広い委員構成にして、色んな

観点からその意見を聞くと。これ、外国の一般の方式でありますし、ちょっと我々も今過渡期であります、新潟県でもそのやり方を踏襲しているところでもあります。

時間も時間ですから要約いたしますと、IQとITQのちょっとメリット、特にIQのメリットについて、ここに書いてあるようにご紹介申し上げますと、やっぱり一番大きいのは、これ、むしろTACをABC以下に設定して、厳格に回復のシナリオにのせて、そこで、IQ、ITQを定めて資源の回復をもたらす力強い方策とするんだということが1つ。その結果、資源は回復していくわけですね。

ノルウェーの学者の中でも、TACだけでいいんじゃないかという声もあるんですが、多分、日本みたいな場合は、むしろその取り締まりの観点からはヨーイドンで採る制度だと誰が幾ら採ったかわからないという可能性が大なんで、やっぱり個別割当をするほうが、モニターは、それから取り締まりは、報告は明確であります。

大体、その取り締まりとモニターが上手くいけば、資源の回復のシナリオに載る漁獲をちゃんと達成できるという可能性は大であります。

それから2番目ですが、IQ・ITQを導入しますと、これ、年間設定すべきだろうと思うんですね。1カ月ごとにそのIQ・ITQを設定するということは、あまり意味がありませんで、年間設定して、ある時期、例えば私たちがやったのは、夏場の時期にエビ漁が休みだったわけで、これも私も役所の後輩に聞いたんですけども、今になるとやっぱりわからないと、こういうことでございましたんですけども、多分夏場は冷凍冷蔵庫もなく、それで休んだのではないかと推定いたしますが、ここまで冷凍冷蔵技術が発達して、それから観光だとかが行き届きますと、やっぱり夏場に甘エビを新潟市内で供給するということは、漁獲の上昇に、収入の増収に当然つながったわけでありまして、大と中がそれぞれ30%と28%、去年上がっております。今年はこれからでありますけれども。

それから、経費のほうにつきましても、デンマークで話した時に、クォーターが決まればわざわざ一隻で採れるところを2隻持っている必要がないと。これが、TACのもとで競争していると、2隻の船団も必要だと、こんなことであります、多分、これ、クォーターが決まってしまうと、今、何年かけて、最近どうなっているか、ちょっとフォローしていませんけれども、東海・黄海の1船団というのが4隻だとか5隻、火船運搬船を入れてあったわけですが、これも決めてしまうと、急いで採って急いで帰ってくる必要がないんで、主船とせいぜい運搬船1隻か、もう主船1隻で済むはずになるのではないかと思う

んですね。

そして、同じようなことが、幾つかの船を使っている、例えば海まきなんかでも同じように言えるんだろうと思うんですね。

どこかで逆に運搬船を沢山使いたい時はクォーターが決まっているんだから自分たちの経営判断で採らせればいいと、こんなことで、どこかで投資の合理化を促進することになります。新潟でもエビ漁船2隻で1隻それぞれ1,050ずつのかご数を持っていたんですが、実際は2,100を1隻にのせて使って十分なので、そうすると次の許認可の時にわざわざ1隻を新たに1億円かけて造らせると10年の償却で1年に1,000億円をかけて、その費用を追加的に支出させるということは必要ないという状況まで、今もたらしているところがあります。

それから、もちろん東海・黄海でも海難事故がありましたし、サンマ船も女川に入るのか、どこでしたっけ、石巻に入るのかで、台風の時に数年前に亡くなられた方もありますし、東海・黄海でもそう。やっぱり家族が見ているアイランドでは、もうクォーターが決まっているんだから荒天時には、一切お母さんと奥さんが船を出させないというようなことで、海難事故も大幅に減少しておりますし、エビの漁師さん方も、やっぱりクォーターが決まっているので無理をしないで出ていかないというようなことを言っています。

それから、ITQの議論が大分盛んでありますが、私は長い間一所懸命漁をした人たちが、このITQを魚の所有権を認めると、こういうところまでいかなくても、伝統的に長い間漁業をやってきた人たちに対して漁獲の権限ぐらい認めてあげていいだろうと、私は思うんですね。

それで、その人たちが、それを、漁業をやめる時に売買して年金代わりにするということは、私は、非常に理が通った話で、もしどこかで言われている不労所得だとは、私は一切思いませんが、長い間のそのプラクティスを見れば。

そういうものがあるんだったら、それは政府が一定の介入をするんだたらするという形で、何かやっぱり漁業者の今までの苦勞と、若い人たちがすんなり入っていく、それから経営を改善したい人がそれを取得するというメカニズムの代表選手であるITQを導入するというのは、私はこれ非常に重要だろうと思うんですね。

それからやっぱりそこに担保性が、売れないものには担保がつきませんが、売れるということになりますと、そこに担保性が発生しますから、言ってみれば動産担保を、

これ証券化したような、それも担保として明確なわけですから、漁業者の方々が、これ資源管理が上手くいった場合であります。他から、融資銀行から受ける、誰かから受けるといった場合に、これは大きな味方になるわけでありませう。

それから、水産加工業のほうも、いつ漁業者がサンマを持ってくるのかサケを持ってくるのか、それからイワシがどういう採れ高をするのかサバがどう採れるのかわからないという状況に対して、やっぱりクォーター制が導入されると、世界中どこを見ても漁業者は、今マーケットで魚が不足しているのか、高いのか、大幅に供給過多なのかというのを、世界中の漁業者が見ながら、それで判断して売っているわけですね。

日本の漁業者も、私は世界に比べてその点に関して、絶対遜色はないだろうと、こう思っています。そういう売り方をすれば加工のほうでも一定の計画性がついていって、非常にメリットになるんじゃないかと思ひます。

時間も限られておりますので、この辺で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。非常に短い時間で申し訳ありません。

じゃ、引き続きまして佐藤さん、よろしくお願ひします。

○佐藤参考人 佐藤力生でございます。よろしくお願ひします。

資料を、ちょっと多い目に書いたんですけれども、実際にこれを読み上げると時間オーバーしますので、はしょってやります。後で時間がある時に読んでいただいて、十分説明のできなかつたところは読んでいただければと思ひます。

それでは、座ってやらせていただきます。

本日は、IQ・ITQについての私の意見をお聞ひいただける機会を与えていただいたことを、感謝申し上げます。

私は、元水産庁の職員でありまして、6年半という長きにわたって資源管理を担当してきました。それで、この間、ちょうど水産基本法ができて、その関係で、水産基本計画の創設や、広域漁業調整委員会と、この設定の他、その後長くいたので、その計画の実行にも深くかかわることができました。

それで、退職後は、自ら漁業従事者として、今現場を経験してきております。

それで、本日は、資源管理を担当した、その行政官の時の視点と、実際に漁業の現場に出てどう思ったかということの両面から、この問題について意見を述べたいと思ひます。

それで、今日申し上げたいこと、大きく分けて3点あります。

1つは、そもそもIQ・ITQというのは、共同体による自主的管理をやろうにもできない個人主義の国の外国で採用された方法であります。

それで、我が国のような資源を共有し、共に分かち合うという方法があるところは、そちらのほうが、私ははるかに優れた方法だと思います。

2点目は、IQ・ITQというのは、分配を、必ずしなければいけない。その前提に何かがあるか、それはTACです。そのTACはABCに基づき決定します。ところが、このABCというのは、我が国のような加入変動の非常に大きな資源に対しては、非常にこれはふさわしくないというのが、私の2つ目の意見です。

3つ目、実際に現場に出て、今常に思うんですけれども、そろそろ課題は資源問題じゃなくなっている。魚がいても採りにいけないといった漁業の実態が深刻になってきている。むしろ、水産庁の施策はそちらのほうに移すべきではないかと。これが、今日申し上げたい3点です。

それでは、また資料に戻って、2ページの「正しい定義と認識による議論の必要性」ということですが、まずこのIQ・ITQの導入というのは、誰が言い始めたのかということなのですが、実は過去の資料を読みますと、平成20年に水産庁が、この「TAC制度等の検討に係る有識者検討会」、これ、以下、時々出てきますので、「前検討会」と呼ばせてもらいますが、そこで出ているものです。

なぜ、それが設けられたかというのは水産基本計画と、規制改革のための3カ年計画で、これを検討しろというような形が宿題に出たから、それを作ったと。

そして、この3カ年計画を作ったところは、規制改革会議で、「市場機能をより発揮するための競争施策の積極的展開」を御旗に掲げた組織です。

つまり、ここにIQ・ITQの導入の本質論がここにあると。まず、これを前提に頭に入れておく必要があると。これが1点目の確認事項ですね。

2つ目、これ、私は当時ちょっと資源管理を外れていたんですけれども、今になってこれはまずかったなと思うのは、この3つの区分で、この議論を進めてきたということです。

前検討会では、漁獲量の利用方法を、1つ目はオリンピック、2つ目はIQ、3つ目がITQだった。

ところが、オリンピックというのは、過去の捕鯨オリンピックを想起させて日本の漁業

実態を誤って理解させられかねないということで、水産庁がその名前を変えました。

変えた名前が、「非個別割当方式」です。下にあるのが個別ですから、それ以外のすべてを含みます。

この3つの区分が、実は最後の議論まで全部これがベースになったんです。これが、私は、この議論を間違った方向に誘導した元凶でなかったかと思います。

次のページに入りますけれども、なぜかという、この「非」という言葉は、実はこれ単独で使っても「道理に反すること・誤り・物事が上手くいかない」という意味を持っているんです。

これ接頭語で使ったわけですね。ところが、接頭語も、非科学的、非民主主義、非国民とか、つまりいいことを否定する場合に使うものが多いんです。

つまり、「非何とか」という言葉自体には、実は非常に悪いイメージがあるんです。

だから、これで1、2、3、と分けて、さあ一般国民の皆さん、このどれがいいでしょうと言ったら、絶対に1はだめと言うに決まっているんです、これ。2以降がよいと言うのは、もうこれ当然なんです。

ところが、実際に、この漁獲割当の行使実態を見た時に、日本はどう見ても、この3つじゃない。その1と2の従来の間、「共有割当方式」というものを置くべきだと。これで整理をすると、さあ私がここに作った表の1なんですけれども、仮にこういう区分表を見せられたらどうなるでしょうと。

国民の判断は、当然3つの時と異なってくると、こういうふうに思います。

次のページに入ります。それで、3つ目は、4ページ目ですが、言葉を正確に使ったほうがいいのではないかと、I Qというのと日本の個別割当は、これは違うものじゃないでしょうかということなんです。

今、水産庁の説明資料なんかによりますと、我が国においてI Qをやっていますと。それで、何かミナミマグロと、ベニズワイガニ。これをI Q制度と言っているんですけれども、私は、これはちょっと違うんじゃないかと。なぜかという、ここで議論しているI Qというのは、非個別割当とかオリンピックかという、そういうふうなものの資源の利用の仕方に対して、その問題を解決する手法として位置づけられているI Qなんです。

だから、日本の個別割当とは、いわゆるもともと目的が違うということなんです。

だから、それと御存じの通りミナミマグロのような国際漁業に、漁獲割当の制限がある

時は、これは必ず取り締まり上、各船割当します。過去の北洋も、全部各船割当です。でも、あの北洋の割当を I Q なんて呼んでいる人は聞いたことありません。あれは、あくまで船別割当。

ベニズワイも資料を見たらわかると思いますけれども、最初は漁期規制でやっていました。しかし、地元の加工業者さんが、どうしても禁漁期が長過ぎると、雇う方と関係もあるからということでもなくなった。これも、本来の I Q、そのためにやったということではない。

それから、もう少し日本の実態を細かく見ると、実は幾らでもあるんですね、個別漁獲量割当というのは。

でも、これは決してここの議論になっている I Q と一緒にするのは適切でない。なぜかという、その個別割当は、漁業者の団体の内部の協議を通じた自主的な取り組みの中で出てきた個別割当なんです。

すなわち、これは前の議論の共有割当方式を基本にしつつ部分的にそれを採用しようということ。つまり②に、位置づけられるものではないかということです。

要するにわかりやすく言えば、誰も I Q などという言葉をしらなかった当時から、日本がやっている個別割当は、外国の I Q と、そもそも成り立ちが違いますと。分かち合いの結果としての個別割当であっても、個人の権利を主張するための I Q ではありませんと。それが日本の割当と、そういうふうに整理すべきではないかと思います。

4点目は、I Q ・ I T Q のメリット・デメリット。今回はそこまでやっていないようですが、前検討会でほとんどメリット・デメリットの議論は、もう私は尽きていると思います。

ただし、当時メリットとされたものは、3つの区分の1のオリンピックに対して、この② I Q がこういうメリットがあると整理されたんであって、必ずしも新しい②の共有割当というものを前提にした時に、これがメリットと言えるかどうかと思います。

むしろ私は、それは別に共有割当でもって十分解決できる。むしろ I Q のデメリットとされている漁獲量の虚偽報告とか取り締まりコストの増加の点では、とも詮議で決めたものはみんなで守ると。中には、それは一人や二人、守らない者がいるかもしれませんが、基本的には総合監視は効きます。

だから、違反の発生が抑制されます。よって総合した場合に、これは共同体の自主的管

理の発達した国においては、これは②共有割当のほうが総合的に言って最も優れた方式と言えるのではないかと思います。

それから5つ目は、国際的な評価の高まりとの関係です。ノーベル賞を受けたオストロム教授は、「コモンズの悲劇」に3つの道を示したわけです。5ページに入ります。

そこで、第3の道が一番効果的であるということで、これは従来の常識を覆したということで、それが評価されてノーベル賞をもらったんですけれども、第3の道って何を書いているのかというと、「共有資源に利害関係を持つ当事者による自主管理」です。

まさにこれは、共有割当方式ということが最も優れているということを証明したのではないかと思います。

ちなみに、第1の道は、「私的所有権を設定し、市場配分にまかせる」、これはITQそのものです。それから、先般また日本にも来られましたけれども、ヒルボーン教授が、世界の44カ国の議論について分析した結果、「共同利用・管理が世界の漁業問題の中で有効な施策だ」というふうなことも言われています。

それから、私自身も先般行ってきましたけれども、ASEANの関係国で話し合ったの中で、共同体による自主的管理制度を積極的に各国が導入しようと、今真剣に取り組んでおります。

こういうのを総合して見た時に、日本の漁業の特徴であります共同体による自主的管理こそが、最も優れた方式であると世界に認められたことを意味しているのではないのでしょうか。

それを美点とする日本において、何でそれに逆行するような施策を、この時期にまた検討課題に挙げるのかと。私は非常に理解に苦しむところであります。

そして6点目です。この理解に苦しむことが挙がっている理由、それは、私が先ほど言いましたように、このIQ・ITQというのは、そもそも規制改革会議から入ってきた話です。ということならば、これ、資源管理の目的ではないのではないかと。それが後退してでも、「漁業に市場原理を持ち込もうとする」と。そのための手段としてこれを使いたいからこういう話が出てきたのではないかと、こういうふうに思うわけです。

今の新自由主義的な考え方による経済改革に対しての国民の評価というのは、色々と分かれると思います。しかし、「平岩レポート」という、あの平成5年の12月から、この我が国の方向転換が始まったんですけれども、規制改革で行こうと。いわゆる競争原理を積

極的に導入しようという方向に来たんですが、それ以降、我が国に起こったことは何かと
いうのを見た時に、私は、次のページに入りますけれども、これはやっぱり一部の人間だ
け豊にし、多くの人を不幸にしたのではないかと、そういうふうに思います。私の感想で
はありますが。とすれば I Q ・ I T Q が日本の漁業とか漁村には何をもたらすかというの
は、これは I T Q 導入国のノルウェーのように漁業人口がピーク時の10分の1になったり、
ニュージーのように小規模コミュニティが全て崩壊というようなことを招きかねないと、
そういうふうに、私は思います。

だから、この規制改革がもたらした多くの人々が不幸になるような悲惨な現実を踏まえて
も、この I Q ・ I T Q の導入には、以前にも増して慎重にならざるを得ないと思います。

以上が1点目ですが、2点目は、ちょっと専門的になりますが、そもそも論として、こ
の A B C というものについて、私は限界があると思います。I Q ・ I T Q というのに、私
が何で否定的に思っているかという、その大もとになる A B C というのが精度高く推定
できない、日本の資源に管理基準として非常に難しいんだと。研究者が悪いのではないん
です。元々の資源が物凄く変動するからです。

例えば事例として、後で何回も出てきますがマサバの太平洋系群、これは過去ここに書
いてある1996年から2009年の間に何と120倍の間で変動したわけですね。1匹の親から1
匹の子供しか産まれない時と、120匹の子供が産まれる、それもいつそうなるかわからな
い。そのくらいの間で変動していくわけです。それを、一定の法則の中に持ち込もうとい
うのは、これは至難の業です。

じゃ、お前の言っていることの証拠があるのかということで、これは公開された証拠か
ら、私としてはこれが1つの限界かなと思うのを説明したいと思います。

まず、A B C と採捕量との関係から見たものですが、この資料の14ページを見てください
い。

これは、実は第1回目の検討会の資料に提出されている A B C と T A C との関係の資料
です。この資料を作った方はそもそもこの青い線の T A C と黄色い線の A B C、この比較
をここで表してみたかったんでしょうけれども、実は、私はそっちの関係はあまり関心が
ないんです。

あるのは、この黄色い線と赤い線の採捕量、この関係なんです。つまり、これがどうい
う関係になったらその後 A B C がどういうふうに動くかと。

つまりこういうことですね。一般的な理解としては、採捕量がABCを上回らない限り、つまりABCを守っている限り、資源は維持または増大するという前提になっていると、私は考えます。恐らく多くの人もそうでしょう。

それから、採捕量がABCを上回る、つまりABCが守られていない、けしからんと、余計採りやがってと。なぜ、そういうふうに、それを厳しく言うか。それは、そういうことをすると資源が減るからです。

としますと、じゃその後のABCの変動というのは、その結果をどういうふうに現実になっているかということなんですが、それで次のページの7ページ、いっぱいありますので、色んなところで見られるんですが、1つだけ、じゃ、スケトウダラだけを皆さん見てください。この14ページの右上の表を見てください。

ここで、平成12年と平成13年よく見てください。これは、採捕量が赤い線ですが、ABCは黄色い線です。明らかにこれは黄色い線より赤い線が下回ってますよね。とするとABCを守れば資源は増えてこなければいけないですよ。その後のABCは減ってきています。どうしてでしょうと。

次、平成19年から23年を見てください。一貫して赤い線のほうが上に行ってます。つまり毎年毎年ABCをオーバーして採っているんです。ところが、その次のABCはどうなってますか。どんどん増えているでしょ。

これは、一体どういうことなのかということなんですよ。それと同じようなことが何カ所にもありますと。それで、こういうことがなぜ起こるのかというのは、それは研究者に聞いてもらいたいんですけども、私はこれ、大体推定したらこうだろうと思います。

つまり、予想と違うことが半々に起こっていることは、ABCは過去のデータから、これを算出するんですけども、実際に採捕量というのはリアルタイムで漁獲量を反映していくんです。

だから、8ページに入ります。資源が回復傾向に向かう時は、「採捕量がABCを上回ってもその後のABCが増加」しています。逆に、減少傾向に向かう時は、「採捕量がABCを下回っても、その後ABCも減る」んです。

つまり、何がお前は言いたいのか、ABCとは、それを守ったとしても決してそのABCの原則、シナリオどおりの資源変動を保証するものではないということを言いたいです。

だから、そういう面からして、私は本当にノルウェーという国が、よくノルウェーは理想郷のように出てくるんで、この難しいABCをよくまあ上手く動かしているなど思っていたんです。

ところが、この本会議の2回目に出された、ある委員さんの提出した資料の中に、何とタイセイヨウサバのことが載っており、目を疑ったんですけれども「2008年以降TACの合意はない」「ABCの1.5倍の漁獲が毎年行われている」「2013年の作業部会では、ついには定量的な資源評価は行われなかった」と。つまり、これは何を意味しているかという、ABCが出せないということですね。

つまり、ノルウェーですらABCというものにこれほどこずっておるわけですよ。

これは、私は、研究者がだめだとか何とかではないんです。資源というのは、非常にとんでもない動き方をすると。つまり、人間が管理できる能力、それを現実がオーバーしているんだと。

そこを(2)で言いたいと思います。

それは、現場の感覚からです。私は、前からうすうす「おかしい動き方をするな」と思っていました。幸い、皆さんが関心を持ってくれなかったから救われたんですけれども、しかしやっぱりこれはそうだと。現場に出た思いで、これはやはり、これは決して資源管理の必要性を否定するわけではないですよ、しかし、非常に人間の手にどうにもならないところがあるのではないかということをおもいました。

非常に卑近な例で、それはほんのマイナーなところだと言うかもしれませんが、一応紹介しますと、イセエビ漁に毎日出ました。でも、毎日採れる魚と種類は全然違います。それから、私が乗っていた漁師の人は、もう30年近くやっていて、時化の後には、イセエビって海底が荒れるからイセエビが出てくるらしくて採れるんです。漁場も大体いい、よし、今日は行くぞと行っても、網を揚げても揚げても、何も揚がってこないということで、本当にながかりくるところもありました。

それから、定置網で、1年目にボラが沢山採れたんです。ボラというのは、みんな食わないんですけれども、きれいな水のところのボラというのは、マダイよりおいしいと。

ところが、市場に出したらキロ25円です。それで、頭にきて、次の年は、絶対にこれを高く売ってやろうと色々考えていたら、次の年は入っても数本です。こんなだったら、どこかにお客さんを探して売ろうにも、これはもう相手にされないなど。

つまり、それほど自然とは気ままなんだなというのを思いました。

私が、実は資源の変動の凄さというのを感じたのは、養殖で感じたんですね。私は、カキ、ノリ、ワカメを、この冬場やりました。種付けからやりました。これは、毎年人間が人為的に種付けしているんです。

にもかかわらず、その後の成長が全然年によって違うし漁場によっても違います。これが、本当に養殖でありながらこんなに違うのかと。例えばカキを、私は毎日1,000個ぐらい剥いたんですけれども、それでもプロの人の半分以下です。それでも、毎月、月25日働きましたから、月に2万5,000個、6カ月やりましたから12万個剥いたんです。手は内出血するは、ひび割れるはということで大変でした。

それで、じゃ、そんな朝から晩までカキを剥いていて飽きがこないかと。こないんです。なぜだと思いませんか。

カキというのは、同じものが一つもないんです。大きさが違う、形が違う、カキの厚みとか殻の重さが違う、あけてみた時に色が違う、味が違うと。

何で同じような養殖をしていて、ここまで違うのかというのは、漁場の差によって違うんです。それはわかる。

ところが、同じ漁場の中でもいかだの置いているところでも違います。それから究極なものは、同じいかだの中でも中と外では違うんです。外というのはプランクトンをいっぱい食いますから実がちゃんとつきます。中の方は、その分、先に餌を採られますから実が良くないです。しかし、外のほうは、常に潮流にやられてかき同士がぶつかるものですから、生育がちょっと遅れるんですね。そのために、外のカキというのは、小さくて実入りがいい、中は大きいけれども、実入りがちょっと劣るのです。

つまり、私らから見たら、自然なんていうのはどこでも同じように見えるけれども、生物にとって、物凄くこれは違うんですね。こういうふうなちょっとした環境変化が生物に大きな影響を与えることは凄くある。それも、へい死が多い時は5割もあります。

それで、わからないんですよ、何が何だか。

私は、生態系で言えば、こういう基礎生産レベルを担うものですら、これほど環境に影響を受けるかと。その上の魚類というのが、じゃそれは安定するかと。これは、私はもうつくづく無理だと思います。

それで、3番目に、ちょっと行きますけれども、実はそれを、詳しいことは省きますが、

実はある学会にこういうことが論文に載っているんです。つまり何かというと、いわゆる密度効果という、私はこれ親子の関係に一定の法則性が成り立つという考え方であり、M S Yの理論の基礎になっていると思います。しかし、この論文は人間が資源管理をしても来年はこうなるんだというようなものではないと。資源を動かしているものは、それではないんだと。

こういう論文が、私、目についてびっくりしたんです。なぜかということ、この論文というのは、研究者が商売をなくすようなものですから。

だけど、実際に漁業者から見たら、そういうところはありますと。だからといって、漁業者は、資源管理を必要ないとしているのではないのです。自然というのが、本当にわからない意味で変動する。その中で、少しでも人間が、それを安定させることがあるんだったら、やりたいと思うのは、つくづくそういうふうに思う。しかし、資源管理が万能であるとか、それでコントロールできるとか、そういわれると反発したくなる、これはやっぱり難しいなと思います。

そういうことで、研究者としては、やはり一定の法則で動いてもらわないと商売できなくなるのはわかるんですが、やっぱりそろそろ、この密度効果ありを前提にしてできたA B Cというものを、本当に白紙からもう一回議論していただけることを期待したいと思います。

それで、時間オーバーしたというメモが入りましたので、それではこれ以降は、簡単にいきます。

(4)番は、加入変動の激しい資源には、インプットコントロールのほうが適しているということです。加入量が正確にわからない場合は、インプットコントロールでやるほうがいいというのは水研でも言うております。だから、変動がわからないのにあらかじめ漁獲数量を決めると、加入が悪い時は採り過ぎてしまい、加入が良い時は必要以上に採らないといったような形になってしまうので、これは、やはり昔から日本で培われたアウトプットコントロールのほうが適当であるということです。

それから、先にいきます。5番目は、10ページ、道具は使いこなすものであって道具に振り回されてはいけないということです。T A Cは海洋法の義務ですから、これはやめるわけにはいきません。

しかし、海洋法の目的は、資源の適切な管理であって、T A Cを使うということは、そ

の手段でしかないということで、このTACも色んな使い方があります。

それを、なかなか水産庁は苦勞しながら上手くこれを使ってきたと思うんですが、思うのは、TACを万能の道具として唯一というようなことは、決して良くないと思います。

それで、実は、秋田のハタハタは、ABCに基づいてTACを設定しています。

しかし、これを公的TACにあえて載せないんです。なぜかという、一端載せますと、それを交える変更手続や、一端決めた漁獲量を守らせるのに大変な労力を割かれるということで、このTACというものを上手く道具として使うけれども、それに振り回されたくないというようなことがあります。

それで、最後、じゃ5分で終わりますけれども、3番目ですね。魚がいても出漁できない状況が生じています。なぜ、私がそろそろ資源管理から別のものに移転する必要があるかという、1年目はケンケン釣りという大変面白い漁に連れて行ってもらえたんですけども、2年目、全然連れて行ってくれなかったんですよ。

聞いたら、とにかく魚は安いし油が高いと。特にケンケン釣りというのは常に三、四ノットのスピードで走り回ってやりますから、一日中走って油を沢山使うんですよ。それで、もう赤字になるだけなので出ないと。

それから、最近の水産庁の資源評価を見ても、CPU Eは上がっているのに漁獲量は減っているような資源が増えてきて見えます。

そういうことで、だんだん今、現場は資源があっても本当によく採算の取れるところだけしか出てないのではないかと。そうすると、こういうふうな問題に対応する必要性が生じてきていると思います。

それで、地域営漁計画ですが、実は燃油が高くて魚が安いというのは、過去も第2次オイルショックの後で日本に起こったことです。

ただし、その時でさえ、魚を沖に採りにいけないという状況はなかったように思います。それで、今後ともこの傾向が続くようなことであれば、採りにいける漁業をもう一遍再構築するしかない。採らない漁業というのが従来資源管理面から強調されてきたんですけども、私はそろそろ採る漁業に転換すべきではないかと。もちろんここでやっているクロマグロとかトラフグのような資源も、もちろんあると思います、注意しなければいけないのが。ただ、全体としては、私は資源管理からそれを利用できる漁業の再構築にそろそろ施策の重点を移転するべきではないかと。

そのための2つのポイントの1つは、新規参入者は、十分にいるのではないかと思います。私も、現場で見て、色々若い人に話を聞いたりして、ああ、これはやっぱり都会のほうが、最近はなかなか給料も安いし200万円中ごろの給料だとか、働くのも大変だとか、それならば漁業のほうがよくなってきたのかなと。だから、一定の収入さえあれば、新規参入者はいるというふうに思います。

それから、二つ目のポイントは高齢者。これは、都会から見ると、漁業の高齢化という問題を指摘されますが、漁村に住んで高齢の人に囲まれていると高齢化って全然感じません。あの人たちは、死ぬまで漁業をやります。要するに元気なんです。

結局、そういうことが起こると何があるかという、資源が回復しても上手く新陳代謝というか、新しい人に引き継ぐことが、放っておいては、今漁村では上手くいかない可能性が多いと。

それで、私としては、新しい人にどうやって上手くそこを引き継いでいくか。それからただ引き継ぐのはだめです。今の年金もらってやっている漁業者の収入では安過ぎて、200万から300万ぐらいしか、上げてませんけれども、あんなものでは子供を育てていけません。

それで、今の漁業者の2人分ぐらいの、今の生産性を上げるようなものに組み合わせをやっていくということが絶対に必要であると。

それで、例えば、過去のかつての池田内閣ではありませんけれども、一人当たりの漁獲量を倍増する計画をと。急にすると、また資源の問題というのもあろうから、そこは注意し、計画的にしなければいけないと。

一人あたりの漁獲量倍増は、技術的には、僕は可能だと思います。なぜかという、見えてわかるんですが、この二、三十年間、沿岸の漁船漁業、サンマとかまき網は商売の対象になりますからメーカーは結構技術開発しているんですけども、沿岸の漁船漁業は、商売にならないからメーカーも新たな漁法を売り込みに来ないし、漁船が故障しても呼んでも来ないんですよ、なかなか。メーカーとか網屋さんが。

私は、自分で一緒に乗って行って、倍ぐらい採るのはやり方を変えればできると思います。

それと、ソフト面で、地域営漁計画をもう一遍、再評価してはどうかと。これ、説明するのは難しいんで、13ページに載せておきますが、漁業の生産性を上げるというのは、こ

これはITQであろうが共有割当であろうがどのような方法であっても必要なんです。

ただ、その上げ方を、いわゆる効率の悪い漁業者を排除する、特定の間人だけに富を集中することによって生産性を上げるのではなくて、みんなが共存できるという形で生産性を上げていくことが重要なのです。

これは、我々の資源管理型漁業の集大成である地域営漁計画によるべきであり、これは、第2次オイルショック以来取り組まれていませんので、改めて今、これに取り組むべきだと思います。

そうして、資源から、採れる漁業の再構築に向かっていくべきではないかというふうに思います。

なお、参考までに、私の今説明したことで当然、お前の言っていることはここがおかしいということで質問があると思いますので、それを一応補足資料としてつけておきましたので、後で時間があったら読んでいただければと思います。

2倍ぐらい時間をオーバーしたかもしれませんが、どうも失礼しました。

○櫻本座長 いえ、5分ほどです。どうもありがとうございました。

今、お二人の参考人の方から、非常に貴重なお話を伺いましたけれども、これから30分ぐらいかけて、自由討論にしたいと思いますので、なるべく質問、それから回答も簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

はい、勝川委員、お願ひします。

○勝川委員 佐藤さんに質問なんですけれども、ニュージーランドの小規模漁業コミュニティが全て崩壊したと言われる根拠を教えてほしいんですけれども。

○佐藤参考人 これは、この会議の資料を見て、そう書いていたのでそう書きました。

○勝川委員 うん、それで僕と小松さんはチャタム島という小規模コミュニティに行って、実際に見ているんですよね。小規模な漁業者が非常に豊かな生活を送って。

彼らはみんな「資源管理がなかったらここの漁業は全部消滅していた」と言っていて、それは僕は動画に撮ってYou Tubeにアップしてますけれども、それは資料がおかしいということですね。

○佐藤参考人 それは、私に言われても困るんで、それで、その資料をどう解釈するかかどうかというのはわからないんで、私はちょっと答えようがない。

○櫻本座長 はい、じゃ、それはちょっと置いておいて。じゃ、小松さん。

○小松参考人 今の点と、あとちょっと若干、佐藤さんが言いましたから、それに対して私も、ちょっと答えてみたいと思うんですが、ニュージーランドの場合は、TACとTACCと2つありまして、最初にリクリエーションとそれから沿岸コミュニティ、マオリの枠を取ってしまうんですね。それで80%残して、そのさらに残ったのをマオリも含めてコマーシャルで再分配するんですね。

それでチャタム島は、そのうちの1つで、非常に手厚い配分になっている訳ですね。

私がよく言っているのは、ですから日本の離島にも、そういう優先配分があつてしかるべきじゃないかと。本土の大中型まき網だとか底びきが行って採ってしまうという可能性があるわけなんで、こういうのは、要するに基本を明確にした上でどうするかだろうと思うんですね。

それから、日本の共同管理が優れているということですが、ヒルボーンが言っているのは、結局はフレームワークは、これはアメリカでもニュージーランドでもオーストラリアでもノルウェーでもアイスランドでもそうですけれども、やっぱり役所が大きいフレームワークを作ってやって、そのフレームワークの中で実施と、それから自分たちの創意工夫を任せているということで、100%コミュニティに任せて成功している例はないと思いますので、もしあったら教えてもらいたいと思うんですね。

それから、ABC、魚種変動と言ってますが、例えば今、もうアメリカなんかも非常に魚種変動が、マイワシひどいですよね。

それで、何が行われているかといったら、あっちのほうはやっぱり先行していて、ロリゴだとかそれからタラ類だとかそういうものにも、もうIQ・ITQが入っているわけですよ。

そうすると、この選択肢の幅をもって彼ら自身は採っていく。

それで、これ海洋変動ですから、だめな時はイワシをちょっと2万トン、一時は50万トンも60万トンも採れたんですが、2万トンでも我慢しなさいと。今年から来年にかけては2万トンになるだろうと思いますけれども、そういうようなちゃんとした全体的なフレームワークは出ているわけで、これ、科学の限界じゃなくて、科学は変動についていってちゃんとやっぱりそこで一定の推定をしたら、それはできるわけですよ。

それから養殖場の生産性についてもわからないということですが、ノルウェーの

場合は、もう海洋の生産性を全部測ってしまって、生けすと海域ごとのMTBといって Maximum Total Biomassを全部測ってしまって、そこで密殖が一切起こらないようにするわけですね。

それを政府が監視して、違反した人たちには許可も出さないというようなことになっています。

あと、ちょっと本当は3つ、4つあるんですが……

○櫻本座長 はい、少しずつにします。

○小松参考人 少し他の人の意見もありますので、ここでとりあえずやめておいて。

○櫻本座長 はい。ありがとうございます。

○佐藤参考人 じゃ、簡単にお答えします。私は、ものは道具だと。だからその道具そのものを、いかなのだとは言いません。だからIQでもITQでも、その国にとってそれが良ければどんどん使えばいいと。

ただ、僕が1つ聞きたいのは、日本のコミュニティベース同様のやつをやれるんですか、あなたたちは。やった上で、やっぱりこっちがいいというんだったら、私は話を聞きますよ。

あなたたちは、それができないからこっちに入っているだけじゃないですかと。じゃ、ノルウェーでもコミュニティベースでやってみてくださいよと。それでやって、それでは両方自分が経験してその上での選択でできればいい。

それから、日本はコミュニティベースだけじゃありません。コモンズの悲劇の解決の道で言う1、2、3の3つ。1は市場競争、2は公的管理ですね。3が自主管理ですけれども。

実は、日本というのは、ベースはあくまでやっぱり公的管理がしっかりしているのです。それで、漁業が発展する時はもう強烈に競争します。どんどん。しかし、資源が悪化し始めた時に、すぐに共同体管理に入れる。つまり、第2の道をベースにしながらか1と3の道を上手く使い分けるんですよ。

だから外部の人がいうように日本の漁業は、競争が足りないんじゃない、競争させようと思ったら日本の漁師は徹底的にやりますよ。しかし、これはまずいということになったらちゃんと話し合いができる。その使い分けができるんだと。

だから、その使い分けができない人は、結局IQ・ITQの道しかないんですよと。それ

が、私が言いたいんですね。

それから、養殖についても、多分色々あると思うんですよ。それで、これはここのメインテーマじゃないと思うんですけども、ノルウェーから有名な養殖メーカーが、四国の遊子に来て、海が全然違うのにびっくりしたと。ノルウェーというのはフィヨルドで、ほとんど人も住んでいない。河川からの流域もない。大低気圧も来ない。

それに比べて日本の条件というのは、非常に河川水の流入がある、低気圧が、台風が来る。

だから、向こうで開発した技術を日本に持ってきたら、結局使えないんですよ。

だから、私は、それぞれの国のそれぞれやっている養殖の仕方でも、色んな漁業のやり方も、それはそれでいいと思うんです。

ただ、それを導入すれば、日本ですぐそのままよくなるかどうかと、それはわかりませんよ。だから、良ければ導入する。日本人というのは、昔からいいものは何ぼでも導入する。良くないのは、「外国でやっているから日本でやったら上手くいく」と、これはやめてくださいということです。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

他に。東村委員、お願いします。

○東村委員 若干のコメントと質問ですけども、小松さんは、何度も世界中というお言葉を使われましたけれども、出てきた国は、アメリカ、ニュージーランド、ノルウェー、アイスランド、オーストラリアぐらいかと思います。

一方で、佐藤さんが言及された外国というのは、ASEANだったかと思います。見ているところが全然違う中で、今、佐藤さんがおっしゃったように、非常に国の国民の気質というか漁業者のあり方というかが異なるのではないかと思います。

それで、私自身は、カナダの研究をしておりますけれども、ここは小松さんのおっしゃったような漁業管理のやり方をしています。

すなわち、国がトップダウンをしている。ボトムアップはほとんどありません。ほとんどというか皆無と言っていいと思います。

それで、漁業者に、その政府が作っているルール、ちなみにIQ制ですけども、その政府が作っているルールはいいのかというと、いや、満足していない。じゃ、自分たちで作れば？いや、できません。それは政府の仕事です。

だから、結論からいうと、もっといい制度を作ってほしいけれども、自分たちではできないです。だから、I Qにするしかないですということなんですね。

大きな違いは、やはり、業界団体というのが存在していない。存在していても、資源管理を行えるようなものではなく、価格交渉ですね、加工業者との価格交渉でやっているの、漁業者がまとまって何か調整したりというのが、そういう基盤が全くない。それなら、もうI Qしかないということになります。

それで、そういうふうに考えますと、日本においては、質問だかコメントだかわからなくなってしまうので申し訳ないんですけども、私の考え方としましては、業界団体が非常に整備されているところでは、ある程度漁業者に任せておけばそれなりに上手くやって、かつ柔軟に対応ができるのではないかとというのが結論ですが、それはカナダが国に任せた結果、制度は煩雑になり、管理のコストは膨大になり、ややこしい制度を作ってややこしい管理してお金ばかりかかっているという、そういう状況を見てきたということで、何か質問というのは、世界ってどこですかということぐらいしかありませんけれども、長くなりますので、これでやめさせていただきますが。

○櫻本座長 ありがとうございます。

コメント、はい、小松先生。

○小松参考人 お名前、何ですか。東村さん？

○東村委員 はい、東村です。

○小松参考人 あなたの見てきたカナダっていつごろの話ですか、それは。

○東村委員 はい？

○小松参考人 あなたが研究したのはいつですか。

○東村委員 そうですね。2013年ですか、去年の夏まではほぼ毎年カナダに行って。カナダ、大西洋岸ですよ、私。

○小松参考人 大西洋岸って、あっちのノバスコシアのほうですかね。

○東村委員 いえ、ニューファウンドランドです。

○小松参考人 ああ、こっちのほうですか。

○東村委員 はい、東のほうです。

○小松参考人 東の、だから、ノバスコシアですね。

○東村委員 カナダを一口に論じてはいけないのは、カナダは大西洋岸と太平洋岸と、全

く違いますので、ちょっと……

○小松参考人 いや、だからそう言っている……

○東村委員 最初にそれをつけ加えるべきでした。

○小松参考人 いや、だから俺がそう言っているんじゃないかと、今思うんだ。まあ、いいんですけども、それから、私は要するにカナダもアメリカもそうですが、所詮は最終的にどこで誰と、私も昨日も一昨日も、豪州だとかニュージーとかアメリカの漁業者とも話しましたけれども、みんな不満を言うんですよ。業界も不満、言うんですよ。

でも、ポイントは、彼ら儲かっているんですよ。だから、日本はそれで儲かっているんですかと。彼ら、補助金、一切もらってないですよ。だから、その差は何なのかということですよ。結果が物語っているということですよ。

それから私、ASEANは、去年行ってきたんですけども、これ、タイは漁獲がついに減少傾向、それからフィリピンもついにだめ、インドネシアもマレーシアもその傾向が出てきた、それからミャンマーだとかベトナムは、これ中国と同じ問題を抱えていて、漁獲データがもう右肩上がりにもものすごく伸びるんですよ。これ、多分、誰も信用できない状況で、漁業制度もちょっと私、ずっと見ていったんですが、ほとんど法律は書いてあるんですが、具体論は何もないんですよ。

だから、私はミャンマーのそういう漁業制度の確立、漁業管理、それから漁業管理を教える学校を作ってやるだとか、あんまりこう何か箱ものだけ作るのではなくて、そういう手伝いをしてやる必要があるんじゃないかと思うんです。

それから、佐藤さんだとか前もそうなんですけれども、市場原理だとか新市場主義だとか言うんですけども、一体何を言っているんですかと。ちょっともうちょっとこれ、定義をはっきりして言ってもらいたいなと思うんですよ。

私も色々アダムスミスだとか、私はむしろマルクスのほうが大好きでマルクスも読みましたけれども、何を言っているのか明確に言ってもらいたいと。

私たちがIQ・ITQで導入するのは、コモンズのもとでインプットコントロールだけだと効果がないというのが、世界中の共通認識なんです。

これが、日本では共有されないというのを、ちゃんとドキュメントで書いてあるのかどうか。それを見せてもらいたいなと思うんです。

それから、ケンケン釣りで魚が採れないということですが、経済的に採れないというん

ですが、資源が沢山いれば、経済的に採れるはずですよ。

この前も、私は中西部の太平洋の専門家連中と、ずっと話してきましたけれども、もうカツオですら食品資源の50%に到達したわけですね。そうすると、今の漁獲努力量を半分にしなかったら、この半分の今のスポーニングバイオマスを維持できないと、こういうのは常識なわけですよ。

そういうこともやらないで、採り続けて、180万トンも採っているから、今の要するに日本にカツオが上がってこない。特に周辺の部分にカツオが上がってこないということになるわけですよ。

だから、そういうものに対しても、国際機関で早く入れて、日本の国内で先行するというのが、若干無理はあると思うんですが、そのことについても自主的にマグロとカツオについても考えるということをやろうという国々は、アメリカでもオーストラリアでもニュージーランドでも、私はついてくると思いますから、やってみたらいいと思うんですよ。

それからCPU Eが上がっているのは船が減っているからですよ。船が減ってCPU Eが下がったら、もう要するにミゼラブルというか、もう悲惨な状態ですよ。昔40隻いたトロール船が2隻になってCPU Eが同じですなんて分析をする人たちがいますけれどもね。どことは言いませんけれども。これは問題ですよ。

○櫻本座長 ありがとうございます。

佐藤さん、お願いします。

○佐藤参考人 新自由主義とか何とかいうのは、ITQの本質を表し使いやすいから現に使ったんですけれども、具体的にはさっき言ったあれと一緒に。何ページ目でしょうか、最後の13ページにあるこの表と一緒に。このA・B・Cという人がいまして、この浜でみんながどうやって生き残るかといった時に、Cの能力のないやつを買い取ってAが、Aが残ると。

つまり、AとBとCの時に、BとCを排除することによってAが残ると。これが、新自由主義的な考え方で、いわゆる勝ち組、負け組。

そういう考え方で浜の再生をするときに使うその道具がITQですと。これ、いい、悪いじゃありません。そういうふうなことです。

でも、私はそういう考え方のものについては、これはおかしいと。これは、やっぱり日本の場合、Aさん、Bさん、Cさんも、地域で残っていただきたいと。それをどうやって

残すかと。そういうのが、日本のやり方で、これが地域営漁計画的な発想で、昔から日本が、厳しい時に浜で一緒に残ってきた、そういう英知がここの中に入っているんじゃないのと。そういうものを、私は日本としてはやるべきだというふうに思います。

だから、日本でも沿岸漁業がほとんどなくなって、まき網と沖底だけで、沿岸からの3マイル規制も関係ない、もうどんどん曳けるんだったら、それこそこの国の漁業もかなわなくらいに生産性の高い漁業が残るでしょう。沿岸の高級魚も何もかも曳き回れるんだったら、日本にもそういう漁業はできると思います。

しかし、それでは漁村に住んでいる多くの人はどうやって生きていくのかということ考えた時には、私はそのようなやり方は、色々問題があるし、日本はそういうところをお互いに話し合っただけで共存できると思います。

それで、カツオの話ですが、いずれにしても油が安ければ沖に出ます。それに加えて魚の値段が高ければさらに沖に出やすいと。資源量も問題ですけれども、いきなりカツオを見つけることができるか、それはわからないわけですね。潮岬から上がってきますから、まず沖に行かないと。熊野の沖のカツオというのは、それはまず南のほうの潮岬あたりで採れ始めて、いつ地先に来るかそれは漁業者にはわからないんですよ。そのためには沖にまず出る。まず出て、魚群探索をやる。それでも、見当たらない場合は、今までのように油が安い時は一気に南に下がる熊野の沖から。

それで、初めて魚群を見つける。そうしたら、みんなで無線してそこに来る。だからドンと採れる。

最初から、そういう行為に出ようということがないものですから、仮に資源がいても、実は、その発見率が非常に下がってくるんだよね。

○小松参考人 それは、魚いないんだよ。

○佐藤参考人 いやいや、だから魚がいるかないかのそれはまず沖にカツオを採りに出られてからの話。何の議論しているかわからなくなったけれども、要するに、資源も重要ですよ。もちろんそれはあるんですよ。

でも、資源だけ議論しておけば日本の漁業が残っていくかと。地域で漁業者が残っているかということ、そうではないんじゃないのと。

○櫻本座長 ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問。はい、勝川委員、お願いします。

○勝川委員 地域コミュニティに漁獲の権利を与える日本の方式って、別に日本固有のものではなくて、世界中に似たようなものがあるって、例えばヨーロッパでもTerritorial Use Rightsという形でやっています。伝統的にね。

そういったようなものの効果も研究されていまして、小規模な定棲性の貝とか、そういったものに関しては、このTURFというものが有効であるということ。日本でも行われているようなものが、海外でも効果がわかっているということです。

ただ、一方で、ある程度以上規模が大きい資源、あと漁場を回遊するようなものに関しては、この地域に漁業権を与えるだけだと守れないと。そういったようなものは、IQなりITQなり、そういったような量的な規制が必要であるというような、そういうものがEUの共通認識だと思うんですけども、日本の場合も、例えばクロマグロとかブリとか、そういう回遊性のものに関しては、未成熟のうちにほとんど採られてしまうという。これは明らかな成長乱獲の状態にあるんですけども、こういう大規模な資源を、じゃ、小規模な漁業コミュニティで管理できるかということ、僕は管理できないと思うし、実際にこの前の会議で来た壱岐の一本釣りの漁師たちも、ずっと自分たちの漁場を大事に守ってきた。でも外でまき網で採られてしまうと魚が減ってしまう、どうしようもないんですよ。こういう問題に関して、佐藤さんは、やっぱりこれは日本のこれまでの方がいいのか。それとも何か何らかのものが必要か、意見をお聞かせください。

○佐藤参考人 まず、その議論をする時に、その資源をどういうサイズでどういう漁業種類や地域で採っているかというところをまず整理して考える必要があると思います。

例えば、小さい時に採るのが良くないというけれども、そこの沿岸漁業者は小さい時に来るものしか、昔から採っていないわけですね。その人たちに向かって、沖でもっと大きくしたものを採ったほうが良いというのは、理屈の上ではそれはよくわかりますよ。しかし、見たこともない、行ったこともない遠くの海で採る人のために、自分がそこを保護しなければならない、こういう議論にはならないと思います。

だから、色んな業界がある時は、全体として、それをパッケージにするのはどこかで必要だけれども、そのパーツパーツから見た視点が必要です。その人たちがその中でできることの資源管理をやるということで、基本的に積み上がってくると思います。

一番典型的なのはサンマです。なぜサンマがあれだけ広域に回遊していながら、事実上生産調整と資源管理のどちらの側面から見てもあれほど凄い管理ができてきた。なぜかと

いうと、サンマというのは沿岸にほとんど寄らないんですね。だから昔からサンマというのは、サンマ業界がほぼ8割か9割か大部分を漁獲している。だから、あれだけのクォーターを特定団体でコントロールできているし、色んな形で水揚げ量の調整やってきてますね。

だから、まき網でもそうだと思うんですけども、広域に回遊する資源であったとしても、ほぼまき網で漁獲している場合は同じだと思います。つまり沿岸も沖合も多くの色んな漁業種類で採るものを、1つのコミュニティベースに管理を任せろと言ったって、それはちょっと無理だと思いますね。

でも、その資源が大回遊する資源であろうがなかろうが、それを、統一した団体、または類似性のある話し合いがまとまりやすい漁業種類で採っている時は、沖合漁業といえども、沿岸のコミュニティベース管理と一緒にです。もともと沖合漁業というのは沿岸から出ていった人たちの気質でできているわけですから、日本の漁業者は沿岸沖合ともこれは本当に仲間内で色んな相談をして資源管理をやっていると、私はそういうふうに思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○勝川委員 具体的にクロマグロで言えば、定置、一本釣り、まき網、色んな漁業種が日本全国で使っていて、話し合う場所じゃないんですけども、それがどういうふうに資源管理を積み上げられるんですか。

○櫻本座長 お願いします。

○佐藤参考人 まず、私はクロマグロ資源については資料を読んだ程度の素で、このクロマグロについては悪いけれどもよく知りません。しかし、どんなに上手く管理しても、クロマグロの加入自体が非常に悪い時には、これやっぱり漁獲管理の限界があると思うんですね。

逆に言うと、今まで同じような漁獲をやっていて、その時でもクロマグロは資源が良かったのはどういう理由か。悪くなった今とどこに採り方の差があるのかと。ほとんどないと思うんですね。

確かに近年、養殖が始まってそれ向けへの種苗供給により、もし一部に対しての加圧が高まっているとすれば、それは良くないことだと思う。しかし、環境変動で加入が落ちてくる時に従来適正だと思ったという資源管理が、実は決して十分ではないということが、

後日初めてわかる。

その時に漁業者は、お前ら採り過ぎだと言われても従来と同じことをしているのに、勝手に資源の加入が悪くなったのに、お前の採り過ぎだと攻められるのでは、これも漁師もちょっと困るなど。

しかし、環境変動が要因としても、その時に管理の強化をやらなければいけないのであれば、沿岸から沖合まで、それこそ水産庁が出ていってみんなで均等に取り組みさせる必要がある。だから、資源管理をやって資源回復計画で一番困ったのは、同じ魚種についてみんなが同じ経営上のウエイトで採っていればそれを保護したいと思う気持ちも同じですけども、混獲程度で採っている人から見ると、そんな資源を回復するために、何で私が同じように1カ月も休まなければいけないんですかとなります。

これを説得するのがものすごく大変だったですね。

そういう時は、資源と漁業者の関係から見た、当該資源への依存度、ウエイトの差を考慮し、同時にそれぞれが対応できる管理手法とそれによる回復効果を比較しながら全体を調整していく、これはもう、まさに水産庁のというか、それを統合する人間の腕の見せどころです。

ただし原則としては、たとえ1匹しか採らなくても1匹分の資源管理は絶対、義務を果たしてもらいます。要するに食い逃げだけは絶対にさせません。

そうゆうふうに取り組みますと、結果的には、私は資源回復計画の作成のため、何回も調整に行きますと、最終的に日本の漁業者はある程度理解を示してくれました。

だから、日本であれば、本当に大変な資源について、みんなでよく話をすれば、私は復活することは不可能じゃないと、そういうふうに思います。海が、埋め立てなどで本当に潰されてなければですがね。

○櫻本座長 はい、じゃ、小松さん、お願いします。

○小松参考人 私、この資源回復計画というのは、何度も規制改革の委員の時に言ったんですけどもね、1回も出してもらったことないんですよ。見たことないんです。タイトルしか。

「太平洋のマサバの資源回復計画」だとかね、色々「瀬戸内海のトラフグ」だとか「サワラの計画」だとか、中身何をやっているか見たことないんですよ。

どのくらいお金を使っているのかも見たことがない。どんな効果があったのかも見たこ

とがない。

それをベースにして、白書にもみんなタイトルばかり書いてあるんですよ。今回の委員会だって、IQ的っていうのがあるんですが、新潟県を見てください。ドキュメンテーションがもう山ほどできてますけれども、他のところは、IQ的で新潟県もくくられてますけれども、一体どうなっているのか、それを見たいなど。

それから、地域のコミュニティの話ですが、私、やっぱり、私も田舎の出だからよくわかるんですが、岩手県の樺島黒崎沖、ここまで大中型まき網が来るわけですよ。

佐渡の沖まで大中型まき網がやってくるわけですよ。八戸の沖まで全部やってくるわけですよ。トロールも。

普通は、どこの国でも3マイルなら3マイルのラインを引くんですよ。北海道庁でも、私は漁連の人たちから陳情されたことがありますかね。「じゃ、東京と一緒に出ていくか」という話までしたことがありますけれども。やっぱりラインをきちっと最低限引いて、3マイルの外、できれば12マイル、ここまで出したら、多分日本の大中型と底びきは潰れるでしょうけれども、ちゃんとした住み分けをして、沿岸漁業は、やっぱりどうしたって機動力上、一般的に弱いですから、そうじゃないという人も最近いますけれども、これを守ってやる必要が、私はあると思うんですよ。

それから、よく言われるのは、今日まだ話が出てきませんが、出たかもしれませんが、合意形成が大事だということなんですけれども、何について、何を目標にいつの時点を目指して合意形成するのかと。合意すれば、それでいいのかと。要するに、その時だけを見て、将来のことも考えずに、何かやりやすいことで単純に合意するということが合意形成だとしたら、そういうケースが多いんだと思うんですが、合意形成があったからといっていいとは限らないわけですよ。

それから、小さいもの、確かに高知でも大分県でも、三重県でもそうでしょうけれども、小さいマグロを採っていますが、こんなの養殖が始まってから採れるようになったのであってね、本当に小さいやつは。

○佐藤参考人 それは、前からだ。

○小松参考人 全く小さいやつは採らなかった。

○佐藤参考人 そりゃそうだ。売り物にならないから。

○小松参考人 じゃ、どうしたのかということですよ。つまり、イワシだとかサバだとか、

関サバ大使も私、やってますけれども、大使の機能、全然発揮できてないんですよ、サバ採れないから。他の魚はちょっと採れてますけれども。

やっぱり他のものをちゃんと併せて資源の管理をきちっとIQ・ITQで回復させていって、選択肢を増やしていけば、日本の大中型まき網が最後のリゾートというか、このクロマグロに行かなかったはずなんですよ。トータルとして考えなくてはならないんですよ。

これが終わると、今度はカツオですよ。カツオが次にターゲットになって、こっちのほうもおかしいことになるというのは、やっぱり太平洋の心ある人たち、アメリカも含めてですね、これはやっぱり皆さんの心配なわけですよ。

したがって、もうメリハリのある目標を定めながら行動するというのが大事でありまして、ちょっと中身が何なのかということを確認にする議論というのが、数的に、私は必要だろーと思ひます。

○佐藤参考人 ちょっと事実関係だけ、いいですか。

○櫻本座長 はい、どうぞ。

○佐藤参考人 多分、今の小松さんの冒頭の話をして聞いて、資源管理推進室の方も、もし水産庁の地方漁業調整事務所の方が来ていたりすると、相当、今、当初の発言である、「資源回復計画の内容を知らない」に対してびっくりしたのではないかと思うんですけども、少なくとも資源回復計画ですよ。

どのくらい多くの情報を世の中に発信しているかと。まず、計画そのものについては修正があるごとに水産庁のホームページにびしっと載ってます。

それから毎回、年に2回、広域漁業調整委員会で全ての計画についての実効性と資源研究レベルの評価をしております。

でも、小松さん、今、何と言われました。

○小松参考人 見たことない。

○佐藤参考人 見たことないって、見たことないって言ったって、それは私だって……

○小松参考人 いや、だからあなたの言っていることも正しいとすれば、俺があの時言って、何一つちゃんとしたドキュメントが出てこなかったことも、私の記憶が正しいと思うから、これも正しいんですよ。

じゃ、例えば来週、来週というか次回にでも、ちゃんとこうドキュメンテーション……

○黒萩資源管理推進室長 いや、この資料にも入ってますよ。

○小松参考人 きちっと出してもらうということもありますよね。

○佐藤参考人 だから、ドキュメントといっても、私もその新潟県さんのドキュメントって知らないんですけども、あれがドキュメントだということかどうかはわかりませんが、誰がどういうものをドキュメントするかというのは、また色々変わってくると思うんですけども、ちょっとそういう話は別ですけども、いずれにしてもですね……

○小松参考人 まあ、とにかく出してみて。それで、質問は、その後で。

○黒萩資源管理推進室長 資料は……

○佐藤参考人 だから、山ほど出てますって。

○黒萩資源管理推進室長 今回の配付資料の中にも、何をやっているかというのなんかを。

○佐藤参考人 それは、もう、それは確かに、小松さん、それは失礼ですよ。

○小松参考人 俺はもらったことない。

○黒萩資源管理推進室長 小松さんの言っているのは、ホームページで公表されているので。

○小松参考人 もらったことない。

○櫻本座長 あ、すみません、じゃ、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 小松さんに質問です。

先ほど、まき網ラインがないとか沖底ラインがないというような話がありましたけれども、日本中には張りめぐらされていると私は認識していますけれども。

まず、それはまあいいとして、質問で、I Q・I T Qの3つの特徴、デメリットをお話しいただきました。それで、資源の回復、それと魚価、価格上昇、収入増加、投資と経費の削減ということで、3つの効果をもたらすということでお話しいただきました。この効果は恒久的な効果としておっしゃったのかどうかというのが1点目であります。

それで、2点目は、海難事故の減少という時に、時化たら控えると。I Q入れるとですね、というふうなことをおっしゃっていましたが、それが本当なのかどうかということなんです。

私の認識では、I Qのいかににかかわらず、時化た時には漁を控える方が多いので、元気な経営が、例えばとても収益性の高い方ほど時化に出て一所懸命、漁をするという傾向があるというふうに思うのですけれども、その辺、ちょっとご意見をいただけたらと。

○小松参考人 まあ一番最後は、何か答えるまでもないといえますか、やっぱりクォーターがあって、自分のクォーターが保証されれば、別に時化の時に出ていく必要もないだろうと。それから、やっぱりクォーターがなければ、これヨーイドンですから、どうしたって出ていく可能性が高くなると。もちろん価格を狙ってですよ、出ていく人というのはいつの時代にもいるでしょうけれども、保証されているかされないかの部分でプラスアルファで、そこは確率上、出ていかない人が増えるっていうのが常識で、これ、アイスランドのデータで明確に出ています。

それから、もちろん効果は恒久的な状況になるようにしてはしますが、やっぱりどこかで一定量、今もある地区でやっていますけれども、ある地区でまたやり出せば、若干価格の収れんというのは起きるとは思いますが、ただ、夏場に北海道から入ってくるエビの時期に地物がないという状況からすれば、そこは本質的なことですから、ずっと続いていく。

それから、網、要するにかご数を規制すれば、漁船数については問わないと。したがって削減できるというのは、これ恒久措置にしたばかりであります。

それから、沖合に線が張りめぐらされているということは、これ、よくその通りでありますから、だから岩手県沖だとか青森県沖だとか北海道のラインがどう引かれているか見てみてくださいと。要するに、もう尻屋から沿岸沿いに引かれていて、それから佐賀ノ関だったら高島の沿岸の漁業権のところを横切るように中型まき網の漁場が入ってくるわけですね。

これじゃ、やっぱり沿岸漁業はやっていけないなというふうには思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

じゃ、濱田委員。

○濱田委員 効果の3つの効果が、ずっとこういう効果が必ずあるというのかどうかという質問だったんですね。IQと。

○小松参考人 あると思ってやっていますが、それはやっぱり結果として毎回示して、毎年示していきたいと思っています。結果は、また別だと思えます。結果があるように、例えば大型魚を採るような仕組みに少しずつしてはしますが、経費も削減されるような方向になりつつありますし、それから、夏場の解禁を増やしてはいますから、恒久的になるように、その結果が本当に保証されたのかどうかは、結果の分析でお示しするしかない。

これは、何事もそうじゃないかと。

○濱田委員 ええとですね、この検討会の第2回の時に、水産庁のほうからノルウェーの現地調査の報告があったのでその事を申し上げているのです。これは小松さんがおっしゃるようなエビの話ではございません。水産庁の報告によると、サバは小型化していると、現在ですね、IQを導入しているにもかかわらずです。そして、タラは、価格暴落していると。

それで、収益性は、沖合の浮魚漁業では、ある程度の高収益性は出ていますけれども、その他、沿岸漁業や、底魚漁業については、ノルウェー政府が示したデータでは非常に低い収益性になっていますので、一時的に効果があることはあっても、ある一定のところ、効果は下がるのではないのでしょうか。

科学の応用によって、漁場問題は資源管理ということで解決することはできるかもしれませんが、市場の問題というのは、これは資源管理の効果とは別に企業の理論に支配されています。IQあるいはTACで漁獲量が絞られると当然価格効果が弾力的に働いて、高くなります。しかしそうすると流通業者は仕入れが難しくなり、代替資源に置きかえざるを得なくなります。よほど当該資源がその資源でしか許されないというものだったら、常時、弾力的に価格は動くのですけれども、代替資源があれば、当然、流通業界というのは一定の収益が得られる原料にかえて商売をかえるわけなんです。つまり、資源管理をすれば価格が上がるという条件は限定的なのです。

デフレ効果の中で、市場が縮小する中で、日本の漁業の流通業界も、厳しい状態の中で原料をタラからホキに変えるとか輸入原料に変えるとか、安定的に安く入手できるほうに、仕入れを変えてきました。そういった流通業界の論理の中で、市場の問題が形成されているのです。このことは、基本的には資源管理の問題と全く別ものだというふうに、我々の学問分野では、そういうふうに理解しております。

○櫻本座長 ありがとうございます。

じゃ、簡潔に。

○小松参考人 いや、何か聞いていて、全然、何か脈略が私、とれないんですけれどもね。

例えばノルウェーのサバが、日本市場に入ってきた理由って何なんですか、一体。

これ、日本のやっぱりサバが、大幅に採れなくなって、小型化して、それからそのタイミングが全然わからなくなってきたから、そこに入ってきたわけですね。

それから、その他の外国のアカウオだとかあれなんかも、これはまあ日本船が採れなく

なったから入ってくるんですが、結局は、特に日本の沿岸の中でちゃんとした資源管理をして、マーケットに合ったサイズのをタイミングで出していれば、それは競争原理が働くでしょう。その他に、行く人たちもいるでしょうけれども、いいサバがいいイワシが、いいタイミングで採れば、売り負けする可能性はしない時より大幅に高いんじゃないですか。そんなもの、常識じゃないですか。どう考えても。

○濱田委員 いえ、だから、そういうふうに思っている、資源というのは、例えばノルウェーみたいに一生懸命TAC、ABC守って……

○小松参考人 いや、わかったんだけど、それは

○濱田委員 IQを守っていたとしても……

○小松参考人 わかった、はいわかりました。はい。

○濱田委員 自然のコントロールができない中で、資源が小型化したりするわけですよ。

○小松参考人 誰が行って調べてきたの。誰が。どういうデータを出したんだ。あなた、いつ行ってきたんだ？私のもらってきたデータでは、資源は全部上向き、底魚もマダラも。収益性も、素利益が大体2割から3割。純利益が1割から15%。アイスランドもそう。

それで、アイスランドは、その利益を国家に今、吸い上げられようとしていますよ。ね。

それから、もうアメリカも、今その資源管理を充実させて、その収益率がどんどん上がっているわけですよ。そういうのを、ちゃんとノルウェーのデータをもらってきたら、そこが書いてあるはずじゃん。どこに収益性のデータ、あるんだ、これ。おい、猪又君よ。

○櫻本座長 今、ちょっと調べていただいている間に、予定の時間を大幅に過ぎておりました、今、牧野さんと八木さんと、それから勝川委員のほうで、手が挙がりましたので、その3名の方を最後にして、ごく簡単に手短かに質問していただいて、ご回答いただくようにして。

○牧野委員 1つ、コメントと、1つ、確認です。コメントとしては、お二人の参考人のご意見を伺っていて、やはり若い人が入ってくるためにはしっかり儲かる漁業にすることが大事なんだと。儲かる漁業にすれば人が入ってくるんだなというのは、再び認識を強くしました。

それで、確認なんですけれども、小松委員がご発表の中で、ニュージーとしゃべっても、どことしゃべってもITQ以外の道はないんだと。資本集約が必要だからだというご発言があったんですが、これは、日本も全てTACを、全ての魚種にTACを設定して、IT

Qを全てに導入すべきというご趣旨なのかという確認と、同様に、佐藤委員にも、レジメの中で、我が国にはインプットコントロールがふさわしいと書いておられますけれども、これはアウトプットコントロールは、もうゼロでいいということなのかという確認をお願いしたいと思います。

○小松参考人 あのだ、牧野さん、その前に、私はこう思いますと言ってから聞いてくれよ。

○佐藤参考人 じゃ、私のほうから答えますね。私ら参考人だから、質問されたことに答えればいい。人の意見を、私らが、参考人が委員の意見を正すというのは、ちょっと違うかなと思うんでね。ええ。

現場を見て日本の漁師は、本当にいろいろ考えていると、私は思います。現場から積み上げてきているというのは、当然その地域での事情も違いますので、伊勢海老刺し網漁業一つとっても本当に漁業というのは現場で色々違うんですね。

だから、これは必然性があれば日本は「個別数量管理」の導入をしても構わないんですが、しつこく言ったように、それはあくまで自主的管理の話し合いの中を通じて、ここは個別割でやっていこうといった形の中で出てくるものについては問題ない。

しかし、そういう決め方ではなく、過去の実績をもって5中3方式などで機械的にバーンと切れば、必ずそれは、過不足が生じることだからトランスファラブルにならなければ絶対に上手く調整できないんです。IQを導入しただけでは止まらない、そこから譲渡性というITQの道を走るのとは避けられない。

私はそういう面からすると、ここで言ういわゆる自主的管理が無いゆえに外国で必要となったIQ・ITQ制度は日本においては必要無いと。

ただし、日本が、そういうコミュニティベースというか、団体も含めてですよ、サンマ団体もまき網団体も、その調整能力を失ってしまったと、それでも個人主義で喧嘩ばかりしてどうにもならないといった時には、そういう道徳を無くしてしまった時に至った時は、案外商売のお金だけの解決の、その道というのが、日本にもあるかもしれません。

でも、今は、私はそうは思いません。日本人であれば、お互いの話し合いの中で、そこについてはできると思います。

もう、御存じの通り、あまり大きな声で言えませんが、秋田のハタハタ、実質上、底建網はトランスファラブルになっているんですね。あそこは、刺し網はグループクオ

一ターです。一方、底建網は、事実上個別割当、I Qになっています。

しかし、今年はちょっと乗組員が集まらないので、うちの漁獲枠をお前に譲ろうといった時は、実質上、漁業者の間で有償でトランスファラブルが、実は事実上、行われているんですよ。

それで、日本人のすごいところは、話が飛びますけれども、先物取引というのを世界で初めて、堂島の米会所でやったように、日本人というのは実は市場競争的なトランスにはものすごく鋭いんですよ。何も欧米から入ってきたものではない。

しかし、そういうやり方もやるけれども、同じ日本人でも、やっぱり海に関しては共有的なアプローチがいいということで、今まで日本は話し合いによる共同管理をやってきたということだと思います。

決してトランスファラブルなのが日本人ができないわけではなくて、その気になれば日本人は欧米よりもっと上手くやると思いますよ。

○櫻本座長 ありがとうございます。

じゃ、八木委員、お願いします。あ、すみません、その前に小松さん、よろしいですか。

○小松参考人 いや、それは別に私が決めることじゃなくて、役所がどれをやるかということでしょうけれども。だけど、外国の連中と話していると、とにかく1つか2つからやってみたらと言ってますよね、日本もね。

一番いいのは、やっぱりやりやすいのから、できるだけ、我々の経験から見てもノルウェーだとかアメリカなんかの経験から見ても、よくニュージーとアイスランドは、底魚でやっていると思うんですが、やっぱり単一魚種を採るような、若干ちょっと入りますけれどもまき網だとかサンマの棒受だとか、こういうのがいいでしょう。

それとあと、なるべく国内で完結するように。

本当はだからクロマグロだとかカツオも急ぐんですけれども、そっちは交渉と併せてやりながら。

それから、トラフグは、私はエネルギー、無駄だと思うんですよ。ちょっとあまりにも複雑過ぎると思いますね。

○櫻本座長 ありがとうございます。

じゃ、八木委員、お願いします。

○八木委員 今日、色々ご議論あるんですが、誰のために議論をしているのかという視点

が重要だと思うんです。消費者側、マーケット側、そのメリットは何なのかという議論が、かなり重要だと思うんです。

今までの議論ですと、生産者側に、こういうメリットがある、デメリットがあるという話がありました。

ところが、魚が、魚価が、例えば安いという話がありましたが、これは例えばマグロと競合する商品は牛肉ですし、あとサバですとかそういうものと競合するのは豚肉、鶏肉。

ですから、マーケットといいますか、消費者側の問題として、こういうことが解決できるということを議論するのも、1つ重要だと思うんですよね。

それで、小松さんと佐藤さんに聞きたいんですけども、お二人の推奨されている資源の管理という、漁業の管理の方式ですね、それをすることで、どういうふうに消費者側の利益になるのかというのを、もうちょっと説明していただきたいと思うんですけども。

○櫻本座長　じゃ、小松さんからお願いします。

○小松参考人　これは、うちは、新潟大学の経済学部の濱田先生に、全部計算してもらいましてね、エビの資源管理、我々はシナリオ上、小エビをもう脱落させて、これ、勝川先生に計算してもらって、そのシナリオで上がっていったらば、一体漁業者の手取りはどうなるか。

ただし、どこかから供給が増え出すと、生産が増え出すと少しずつ下がるんですね。

ただ、大が大きくなると大の単価は最初から高いですから、下がっても中だとか小を採っている時より数段高いわけですよ。

今度は、消費者のほうからすると、この価格が、大が下がってきてますから、そもそも要するに新潟の消費者というのは、この大を昔っから食べていたんですよ。そうすると、漁業者側もプラスであるし、消費者側もプラスであると、こういうのをちゃんとした経済計算に基づいてやってますんで、やっぱり、これからの資源管理、これ、私は資源はみんなのものだと思うんですよね。漁業者も含めて。

それを、やっぱり漁業者が利益を被るだけではなくて、流通も加工も、大きい、それから単価が高いというようなものが大量に流通できるようになれば、これ、流通の人たちだって、マージンを安いのに無理やり高くする必要もないというメリットも出てきますから、今、そういうところまで入って分析しているところでありまして、漁業者第一には考えてまいすけれども、やっぱり流通だとか消費者も、それに劣らずウェイトを置いて、取り組

んでいるところで、また新年度はそっちのほうにも、まあ知事から了解をいただかなくてはならないんですけれども、力を入れる方向になると思います。

○櫻本座長 ありがとうございます。

では、佐藤さん、お願いします。

○佐藤参考人 今日、IQ・ITQのために来たものですから、今の八木先生の質問に対して、答えるような準備はしてきてなかったんですけれども。

私が、現場に行って本当につくづく思うのは、何でこんなおいしい魚がこんなに安いんだろうと。まず、仲買人が買っていかないですね、おいしくてもね。

その間にある、いわゆる流通機構というものが、もうほとんどのものによってはもう崩壊してしまっているのではないかと思います。

それと、名前は出せませんが大手量販店のその凄さって、全く赤字になるような価格でも、それを押しつけてくるという、そのこと。どうして、こんなに毎月赤字が続くのか不思議になって聞いてみると、断ると来年の取引ができなくなるような恐れもあり、結局、そことの商取引をやらざるを得ないというか。つまり、昔のように流通機構が地元中心であって、地産地消的に、家族経営の小さな魚屋が売っていた時と、今の商業流通というのが、完全に異なり、すごい絶対的な力を持っているのが中間帯に存在しているのではないかという感じがします。

だから、私らが、資源管理で消費者にこうやって応えたいなんて思ったところで、何がどこまでできるか疑問に思います。例えばハタハタなんかね、絶対に供給量が増えていると思うけれども、結局、あれは過去のピーク時が高すぎたのかもしれないが、10分の1まで価格が下がって、全体の水揚げ金額も以前より減少しているわけですね。

あの様子を見ると、消費者って、本当に資源の回復というのを期待しているのだろうかとか疑問を持たざるを得ません。

資源に強い関心を持ち、その悪化に厳しい指摘をする消費者に、漁業者が苦勞して応えた時に、本当にそれを買ってくれるんだろうかというところがあります。現場にいて何でこれだけしかこの魚に値段がつかないんだろうと、こんなの、地元で本当においしい魚なのに、でも、もうはなから、仲買人は札を入れてくれないんですよね。

仲買人に、昔からこんなことだったんだろうかと聞いたら、いや、昔は値が付いたが、今時これは持っていったって誰も引き取ってくれませんよって。でも、これおいしいです

けどねって。

例えば、そういうのがどんどん増えている中で、売れる魚が特定化してくると、どうしてもそこに集中的に漁獲圧がくるような。だから、その海で採れるものについて、消費者との間に、お互いの価値観を共有をするようなことをもう一回作り上げないと、このまま幾ら頑張っても資源を回復しても、結局供給過剰的なものになって、現場では価格が落ちてしまうだけじゃないかと思います。

つまり、何が言いたいのかというと、本当に消費者と生産者の間のお互いのニーズのレスポンスというのが、何か切れてしまっているような、そういうふうに、現場から見た時に、私は思います。

だから、あなたのご質問に答えてないかもしれませんが、何かその辺のルートを築いていくということかな。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

じゃ、最後に勝川委員、お願いします。

○勝川委員 濱田委員の資料に関して質問なんですけれども、ノルウェーの部分ね、先日、実は日本・ノルウェーマリンセミナーというのがあって、ノルウェーの沿岸のコミュニティの研究者と色んなディスカッションをしたんですけれども、そこで聞いたのと大分違う話を書いてあるんですけれども、まず外国人の導入というのは、聞いてみたところ外国人の船員なんて見たことないとみんな言っているんですけれども、これはどういう、何を根拠にこういうことを言われているのかという話と、次に沿岸が低収益だということ、これは、日本ではそういうことを言う人が多いんですけれども確認してみたところ、沿岸漁業の収入は高いと。研究者の自分よりもよほど高いと、ノルウェーの平均の収入よりよっぽど高いということを言われていたんですね。ノルウェーは、一人当たりのGDPが世界第2位ですから、それで現場の人がそう言っているのに、何でそういう低収益というふうになるのかなということと、あとやっぱり実態的にIQと漁業経営の収益性の間には、プラスの関係が確認されないとあるんですけれども、実際、ノルウェーの漁師は、資源管理をやっているから利益が出るという共通認識を持っているんですよ。

だから、こういう形で、地元の人が言っていることと、全く違う情報をもとに、我々、判断すると、我々の判断は誤る可能性があるなと思います。

6年前の牧野さんのニュージーランドのレポートも、現地で見たと大分違ったりし

て、そういうもので、我々が資料でミスリードされる危険性があるので、次回以降、今回はもう無理だと思うんですけども、ノルウェーから実際の漁業に携わっている人を参考人として呼んできて話を聞いてみると面白いと思いますよ。

○櫻本座長 ありがとうございます。

じゃ、濱田委員。

○濱田委員 ノルウェーのどこの話かということになるとは思いますけれども。外国人の話については、調査したある人に聞きました。研究者の間で、です。八木さんです。

それと、ノルウェーとの比較なら北海道のことを、言わせてもらいます。ノルウェーの船員給与が五、六百万円だという話をよく聞く。それで大変儲かっているとか聞きます。

ノルウェーの人口は、大体490万人で北海道は530万人くらいあまり。北海道よりも小さい国で、国土は北海道の30倍ぐらいありますけれども。

○勝川委員 だから、儲かってないという根拠を教えてくださいと言っている。

○濱田委員 いや、儲かるか儲かってないかというのは、どの水準で話をするかの話です。非常に抽象的なので、船員給与が五、六百万円で儲かっているという話をよく聞くので、そこで比較させてもらいます。北海道で見れば、色んな地区がありますけれども、例えばオホーツク海なんかに行けば、所得2,000万、3,000万円なんてごろごろしているわけですよ。

スポット的にもものを見れば、幾らでもこういう比較はできるんですよ。

だから、儲かっている、儲かっていないという話はどうでもよいし、ノルウェーの低収益については指摘したが、ノルウェーの沿岸漁業が儲かっていないなどそもそも発言していない。ノルウェーの低収益についての記述は、水産庁の第2回の資料で、そこに基づいて提出資料に書かせていただいただけで、ノルウェーのあるところの話をしているわけではないわけです。

では、八木さん、ちょっと。

○櫻本座長 はい、じゃ補足をお願いします。

○八木委員 多分、一言だけなんですけれども、外国人導入というのは、これ私が聞いてきた話ですね。私がオーレスンというノルウェーの港に行って、漁船に乗せてもらった時に、その時に外国人とノルウェー人の船員、両方乗っていると。

それで、ノルウェー人の給料は高いけれども外国人はそこまでいってないという話を、

私は直接聞きました。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

じゃ、最後に幡宮委員。幡宮委員、お願いします。

○小松参考人 今の、いいですか。

○櫻本座長 はい。じゃ、簡単をお願いします。

○小松参考人 ノルウェーもアイスランドも、基本的には外国人と、それから自国民を同じ職業ならば同じに扱うという方針なので、もう一回、ちょっと八木さん、それあれだよな。Eメールか何かで、オールセンってウナギの寝床の町でしょ？あそこにもう一回聞いてみたらいいと思うんですね。

それから、やっぱりこのデータは、特にノルウェーの沿岸の底魚漁業って、あの小さい11メートル以下のところは、物凄く儲っているんですよ。これ、独特の保護政策をやっていましてね。

だから、自己収益率が0%というのは、そして出所がこれ、ノルウェーの漁業省でもないし、ちゃんと経済計算しているトロムソ大学でもないんで、もう一回、事務局、猪又さん、ちゃんとしたしかるべきところから情報を得て、比較をしてもらいたいと思いますね。

私たちがもらっているのは、もう全く別なデータをもらっていますので。

まあ、あなたが正しいかもしれないし、ちょっと確認をお願いしたいなと思いますね。

それから、儲かっている、儲かってないは、やっぱりバランスシートを、日本もノルウェーも、それから収益性、インカムステートメントも出してもらってね、それを見ればわかる話でありますので、可能な限り、守秘義務はあるでしょうけれども全体的なその平均値でも何でももらってみたらいいんじゃないでしょうか。

日本のやつは、漁家統計か何かにあると思いますよ。

○櫻本座長 ありがとうございました。

じゃ、幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 大分時間、押しているんで、端的に。

ちょっとお二人に、1つずつ、ご質問をさせていただきたいと思っております。

今日ずっとお話を聞かせていただいて、非常に参考になったなあということで、まずあります。まず、ありがとうございましたということですけども。

そもそもこの、今回こうやっている資源管理のあり方の検討を進めているのは、資源

を持続的にいかに利用していくかと、いかに守りながら漁業者、我々地方の自治体の人間ですから、スタンスとしては資源を守りながらそこに住んでいる漁業者、漁業者の暮らしをいかに守っていくか、漁村地域をいかに残していくかということが、やはり一番重要なわけです。

そういう観点から申しますと、IQ・ITQのお話、今日随分出ておりましたけれども、私の個人的な見解からいたしますと、できるものもあるだろうなと思いますけれども、沿岸漁業というのは、色んな時期に色んな魚種を色んな漁法で採って、それで複数の色んな漁業をやって成り立っているというのが大半の人であります。

そういう中で、ちょっと小松参考人にご質問なんですけど、色んな多様な沿岸漁業がある中で、どこまでこのIQ・ITQは沿岸漁業に馴染むと思われているのかというのを、ちょっとご質問したいと思います。

それから、佐藤委員のほうには、漁村のその暮らしを守ることが、我々にとっては非常に重たいというか、それが命題なんだということなんですけど、佐藤さんのほうの資料で最後のほうに、地域営漁計画ということが書いてありますが、これはどちらかというと、その資源管理のところの本論からはちょっと外れる話になるなと思っておりまして、ここを書いた意味は、なぜ佐藤さん書いたのかなと、ちょっと資料を見ながら考えていたんですけど、結局漁民の暮らしを守るためには、その地域の水産資源を、要するに富をどうやって公平にといいますか適正に配分をして、地域の人たちに暮らしてもらおうという、そういう意味で、こういう地域営漁計画というものの必要性を主張されているのかなと思ったものですから、あえてこのIQ・ITQのところ、これを突っ込んだ意図を、ちょっとご質問したいなと思います。

以上でございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

では、小松さん、お願いします。

○小松参考人 やっぱり単一魚種を、何か簡単な漁法で採っているやつが一番やりやすいと思うんですね。やるとしたら。

アマエビあるでしょ、こっちの西海岸のほうに。あれが一番いいんじゃないかなと思うんですね。それで、比較的定着性ですし、北海道は新潟の倍以上の漁獲量がありますので、それが1つの参考ですね。

ただ、緊急性からすると、できるだけやっぱりあそこの底びきをやってもらいたいなど。日本海系群の。あそこが、私がセンターの理事をやっていた時には、主対象が2つありましてね、1つはスケトウダラ、1つはホッケ。今、どうなっているか知りませんが、大体率は変わってもそうだろうと思うんですね。

だから、スケトウだけに焦点を当てて、今何も焦点を当ててないわけですから、それよりは1つだけでも焦点を当てて、それでやってみるという点があると思うんですね。

それで、その際にスケトウがクウォータいっぱいに達したらという問題が、当然あると思うんですけども、そこはやっぱり初期の段階ではある程度科学的にホッケが許す限りホッケの漁獲を、例えば1割アップとか3割アップまで認めるとか。

それから、あと大体4割は雑魚だったと思うんですね、ケガニも含めて。もったいない漁業なんですけれども。

これは当面やっぱり、しょうがないからデータ取るだけとか、モニターするだけで。したがって、やっぱり北海道の今の大事な漁業を考えると、スケトウの日本海系群が私は大事だと思うんですね。これ、回復してもらおうと、新潟まで、はみ出し系群、新潟まであったんですよ。あれがないから、今、えらい迷惑をこうむっているんですけどもね。

課長が静かで、何も北海道に文句を言わないから、こんな状況なんですけれども、やっぱりスケソウを一方で、難しい代表選手としてはやってもらいたいなという気はありますね。

○櫻本座長 はい、ありがとうございます。

じゃ、佐藤さん、お願いします。

○佐藤参考人 資源が問題になるというのは、その資源を採って儲ける人がいるからというか、逆に言えば、資源を悪化できるというのは、それだけまだ漁業に余裕があるからです。資源を採らなくなったら、それは資源問題として、世の中から注目を浴びなくなるんです。

漁業が疲弊し資源に加圧することもできなくなってしまったら、資源はいいけれども過少利用が始まる。そうすると、今、本当に資源を回復させた時に一番重要なものは、漁業そのものが本当にそれを採れるのか。つまり、資源の回復とそれをどのくらいの能力の漁業で採るのか。これは、本来セットで議論をしないとおかしいかもしれないなと思っています。それで私は熊野での現場で感じたことですが、昔は沿岸漁業者は夏場、日々イカ漁

に行っていたんですよって、今、何で行かないんですかって言ったら、いや、資源が減ったとも言うけれども、実際には魚価とコストの面とかで採算が合わない、だからだんだんそういうものを採らなくなったのが実情でした。

今採るのは、結局イセエビ漁とか、引き続き魚価の高いもの何かそういう形になってしまっているので、漁業と資源とを常にセットに議論をされないともまずいんじゃないかと思います。

ということで、ある意味、幸い全体としては資源は回復傾向ですので、今からそれをどうやって安定して利用していくかということとセットで考える。同じことを言いますが、資源回復に合わせ漁業の生産性を上げるこれが絶対に欠かせないだろうというふうにおもいます。それで認めざるを得ないのは、ITQの持つ漁業の生産効率を上げる効果ではないかと思います。今日本では、量的緩和で、お金はもうじゃぶじゃぶですから、ITQは投資先として魅力もあり、ドーンとかき集めて、少数の船に集中すればこれはもうすごい高効率の漁業ができるかもしれない。

しかし、ITQで多くの漁業者が地域に住めなくなるとは何の資源回復かわかりませんので、そういうものではないやり方でも、漁業の効率化ができるという手法も明らかにしておかないとならないと思いました。そうしないと、結局そういうITQのやり方しか世の中にはないんじゃないかと国民に思われてくるというふうな感じです。私のほうとしては、本来の地域でまず共存する。地域で人が住む。それで、そこをどうやっていくかというようなアプローチからのものを、今あえて出さないと、資源回復がうまくいっても、しかし漁業はどうするんですかと。漁業の生産性はどうやって上げるんですかという質問に、答えようがないわけですよ、営漁計画がないと。

だから、私は営漁計画は必ず今後、資源管理をやる時に、それはセットで議論していくべきものというふうに考えたから、今日提案させていただいたと。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

じゃ、簡単に。

○藤田委員 IQをモデル的に実施している新潟県として、少しだけ意見を言わせていただきたいんですけども。

実際にやっている漁業者の意見としては、夏場操業できた、その動機づけになったということですね、IQが。それで、非常に助かっていると。また、地域も夏場、そういったものが供給できるということで、観光的にも助かっているということ。

また、割り当てられると、その自分の分は取ってあるんだという安心感から休むことができるということで、やっていた漁業者にしてみれば、I Qをやってよかったという方がいらっしゃいます。そういうことを加味しても、地域においても、その漁業者が同意をすれば、積極的に導入することはできると思いますし、また、管理のほうですね、要は取り締まり等管理のほうが見合うような大きな漁業については、国のほうで管理していらっしゃるまき網等々については積極的に導入していただきたいというのが、今モデルを行っている新潟県としての意見です。

以上です。

○櫻本座長 はい、どうもありがとうございました。

はい、じゃ。

○長屋委員 すみません。じゃ、短く。

○櫻本座長 はい。

○長屋委員 資源の管理や資源の評価も全て、これ、お金がかかります。これを官でやろうとすれば、それは全部税金でまかなっていくことになるということの前提で検討する必要があります。官によるI Qを広げていくとそれだけのコストがかかってくることであり、そういう、いわば国全体としての経済性の問題で考えていくと、官によるI Qというものと、それから、今回佐藤参考人から出ている、共有割当方式について、そういう面もしっかり見て考えていく必要があるというふうに小松さんも思われるかどうか、お伺いしたいと思います。

○小松参考人 世界中に物凄く偏見があるんですよ。だから今長屋委員のおっしゃったの一番合うのは、アメリカのニューイングランドじゃないかと思うんですよ。

あそこは、やっぱりイタリアだとかスペインだとかギリシャだとかポルトガルの漁業者が強くて、もう大抵抗でなかなか進まなかったんですが、一応、キャッチ・シェアという名前にI F Qをアメリカ全体も変える理由にもなったんですが、要は一人一人に割り当てると、どうもやっぱりニューベッドフォードのほうの大型船のほうに枠が結果的に移行をするんじゃないかと。だから、ちょっと自分たちで、マダラでもホタテガイでも割当をもらいたいと。

したがって、グループシェアと言っているんですけども、彼ら自身でこのグループを作って、20人なら20人で、それで全体の持ち分を持ち寄って、あとはプールして、どう使

うかは、全部話し合いと。

そうすると、何かの時の、魚種間の融通だとか、それから日にちの融通だとか、それから全体でやっぱり何か人間関係が強まるだとか、まあ毛嫌いする部分も出てくるかも知れませんが、そういう部分があるわけですね。

それで、あとは、アラスカの場合はコーポレート方式って言って、これは別に共同組合でもないんですけども、漁船群を1つのまとまりにして、要するにキャッチャーがそこに、それから工場にあげるという方式があるんで、柱さえしっかりしておけば、その変形は、日本なら日本での工夫でいいと思うんですね。

それから、何か書きものを読むと、構造調整が起こるからというんですが、世界中を見ていると、漁業だけじゃなくて農業も含めて第一次産業は、必ず儲かっても損しても、若い人の参入は必ず減りますよね。

職場がなければ、田舎にいなくなる。儲ければ、ノルウェーのようにオスロに出て別のビジネスをしたいと。

だからまあ後者のほうを作るようにはしたいなあとは思いますが、いずれにしろやっぱり何らかの形で、今の漁村が変容せざるを得ない、何もしなくても変容せざるを得ない。何かして変容するんだったら、いい方向に、そこに残る人がやる気があって儲かる体質の人が残るような形にすると。

コミュニティ全体を、漁業だけじゃなくて、全体的政策の中から、トロムソなんかそれで病院だとか学校だとか、全部そろっているんですけども、そういうような政策に持っていてもいいんじゃないかなとは思いますが、ですけどもね。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

○長屋委員 前段でお話しされたのは、先ほど佐藤参考人のほうからもお話のあった日本的なやり方、こういうものを色々組み合わせながらやっていくと、こういうことでよろしいですね。

○小松参考人 いや、佐藤さんに、私の理解で考えると欠落しているのは、数的な目標値、将来ここまで回復する目標値を設定するというところがないんですよ。

なくて、あとの部分については、私、あまり異存が見出せないんですけどもね。

ただ、この人、昔から酒飲んでしゃべっても、何しゃべっているんだかわからないですよ。言おうとしていることはよく伝わってくるんですけどもね。

○佐藤参考人 いやいや、だから、ね……

○小松参考人 だから、1点ね、その数的なところをTAC、ABC、ITQでやりなさいと。

○佐藤参考人 いいや、だから1回やってみてくださいと、じゃ。あなたがやっているところで、日本海のお宅の何だ、ホッコクアカエビで、目標を立てて、あなたが何年までここやりますということで、何年後かにここに来て、ちゃんとやってみてください。

○小松参考人 そう、だから今、やっているから。

○佐藤参考人 やっているからじゃねえ。やっているからじゃなくて……

○小松参考人 あとは、あなた方がやるかどうかは、みんなで決めればいいということでしょ。

○佐藤参考人 でも、あの計画は、どのくらいなんか、ちょっと見た時に、計画ってあるんですかね。

○小松参考人 あるよ、一応、5年計画。

○佐藤参考人 一応あるの。あれ、ABC、出しているんですかね。

○小松参考人 出してる、出してる。

○佐藤参考人 そうなんだ、あれ大体ABCじゃなくて実績を出しているだけでしょ。

○小松参考人 もちろん、もちろん。だからその、そのところははっきり書いているから。

○佐藤参考人 人にはね、人には随分厳しいけれども、自分のやっていることはそうじゃないんじゃないのというか、何か。

○櫻本座長 どうもありがとうございました。

○小松参考人 はい。いや、そういう面は現実のデータから見て、どうしたってしようがないところはしようがないと。だから、今、……

○佐藤参考人 そうでしょ。だから……

○小松参考人 勝川先生の助言を得て、漁業にインディペンデントのデータを取るようになっているわけです。はい。

○櫻本座長 じゃ、時間も大分過ぎてますので、この辺で、今日のこの議論は終わりにしたいと思います。

それで、お二人の、参考人の方、非常にいいご意見、ご提案をいただきましたので、今

日の討議の内容は、取りまとめのほうに参考にさせていただきたいと思います。

大分時間が過ぎてしまいました。10分休憩したいんですが、50分までですね、休憩ということにして、50分から再開ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(休憩)

(再開)

○櫻本座長 それでは、議事(3)の取りまとめ骨子座長案について、討議を、議論を再開させていただきます。

この座長案は、私と事務局が相談しながら、今までの議論していただいている内容を取りまとめたものでございます。

事前に委員の方には、骨子案を配付して、お目通しいただいていると思います。

まず、事務局より説明していただきまして、その後で、皆様のご意見をいただきたいと思います。また、本日、所用により欠席されております佐藤委員からも、ペーパーで意見をいただいておりますので、こちらについても事務局から説明をしていただきます。

それでは、説明をお願いします。

○黒萩資源管理推進室長 それでは、資料4、取りまとめの骨子(座長案)という表紙がついておるもので、説明させていただきます。

構成、これは当検討会で最終的に取りまとめを行うわけなのですが、その全体を構成する上での要点をまとめたという形でご理解ください。

「資源管理のあり方検討会の取りまとめ骨子座長案」でございます。

構成でございますけれども、白抜きの文字で書いてあるところを、ちょっとご覧ください。

「検討会の趣旨・経緯」がございまして、その次に「資源管理施策について」、それで、2ページ目に移っていただきまして、「個別事例として取り上げた魚種ごとの資源管理の方向性」、それで最後に、3ページ目に「今後の資源管理への期待」というような構成で考えております。

最初に戻っていただきまして、順を追って説明させていただきますが、「検討会の趣旨と経緯」ということございまして、水産日本の復活を果たすため、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現すべく、水産庁内に「資源のあり方検討会」を設置した。これ

が、趣旨でございます。

それから、経緯でございますが、漁獲可能量（TAC）制度や資源管理指針・計画体制等をレビューし、個別割当（IQ）方式や譲渡性個別割当（ITQ）方式を議論するとともに、マサバ、スケトウダラ、太平洋クロマグロ、トラフグの資源管理を検討する。

こういったことが経緯でございます。

それから、中身でございますけれども、「資源管理施策について」ということで、今後の課題ということでございます。1つ目は、我が国漁業の特徴と資源管理制度ということございまして、2番目が、資源状況と問題意識となっております。

TAC制度等の公的管理と、資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理の両方について高度化を図った上で、両者の適切な連携の確保が必要ということが、今後の課題としてあること。

それから、海面漁業の生産増大のためには、特に資源が低位あるいは減少傾向にある魚種に対する効果的な資源管理が必要であるということが、資源の面での課題だということです。

それから、2番目として、水産資源の評価ということで、基本的にこの検討会は現状の水産資源の評価を前提にしてということで合意した形で検討が進められてきました。この部分につきましては、現在の資源評価がどういうふうになっているかということを書いていくという部分にしたいと思います。

その中で、我が国周辺水域の主要資源52魚種84系群の資源評価は、独立行政法人水産総合研究センターや都道府県と共同で、外部有識者も参加して毎年実施している。

それから、漁獲量に加え、調査船調査等により、さまざまなデータを収集し、資源の水準や動向だけでなく、生物学的許容漁獲量（ABC）等、資源管理の参考になる情報を提供している。

そして、資源状態に関する漁業者との認識のズレ、これも検討会の当初のほうで、ご指摘あった部分がありますが、認識のズレを解消すべく、関係漁業者との間で意見交換・説明会を開催している。

そして、これは今後の課題として、資源評価のさらなる精度向上に向け、情報が不十分な魚種も含め、データの収集の強化を検討するとともに、海洋環境の変化が中長期的資源変動に与える影響を解明する。

こういったことが要点として並びます。

それから、3番目として、公的管理の高度化ということでございます。TAC制度につきましては、TACをABCと等量とすることを原則とし、仮に乖離があるとしても極力ABCに近づけるということがポイント。

それから、同時にTACを補完する資源管理措置も必要であり、より厳格な措置を導入する場合の漁業者への影響緩和も検討すべきということでございます。

それから、2番目としまして、個別割当（IQ）方式または譲渡性個別割当（ITQ）方式についてです。

アとしてIQ方式。1つ目、資源管理の実効性確保や収益性の改善効果を踏まえ、割当の譲渡を認めないことを前提として、我が国において更なるIQ方式の活用の余地があるという分析、現状でございます。

それから、このため、IQ方式が実施可能な魚種・漁業種に対して同方式を試験的に実施し、実際の効果等を検証すべきである。

それから、2ページ目に移りまして、その際、IQ方式導入の成否や実施のための行政負担等を検証するための関係者間の協力体制を構築するとともに、関係漁業者の減収等のリスクへの対応についても検討すべきであるということが、IQ方式についてございます。

それから、イとしまして、ITQ方式。ITQ方式については、無償で入手した漁獲割当を売買することの是非、新規参入者等に対するコスト増、割当の利権化と資源管理への影響、操業慣行・秩序や漁村社会に悪影響を与える恐れ等から、我が国への導入については時期尚早であるということでございます。

こういうテクニカルなITQだとかIQであるとか、現在のIQ方式はどういうふうになっているかということは、当然本文の中では詳しく、わかりやすく書いていくということになると思います。

4番目としまして、自主的管理の高度化、これは資源管理指針・計画制度でございます。この取り組みは、開始後3年間が経過しておりまして、資源管理指針・計画体制については、資源の維持回復が見られたか等について、評価・検証を行うことが必要であるということが総論でございます。

それから、留意点として、個別計画の評価・検証は、計画の策定者である漁業者自らがを行い、関係都道府県がその結果を取りまとめて国に報告することが求められていること。

評価・検証に当たっては、計画の改善等も含めて国や県等が適宜助言等を行うべきであること。これが、留意点でございます。

それから、課題としましては、個別計画の評価・検証の後、現在の資源管理指針・計画体制全体についても評価を行い、より効果的・効率的な制度にするための検討を行うべきであるということでございます。

それから、4魚種を「個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理の方向性」です。

各魚種毎に、当然本文の中では現在資源状況がどうであるというような現状分析というのも当然書くわけですが、ここに要点として挙げているのは対応策、どのように取り扱っていくかということでございます。

1番目として、マサバ、太平洋系群。漁獲の8割強を占める北部まき網漁業では、自主的な取り組みとして漁獲枠の月別・漁船別配分を実施していることから、今後かかる取り組みを発展させ、より本格的なI Q方式の導入を図ることが資源の回復と有効活用に資すると期待される。

太平洋におけるマサバの盛漁期である本年秋をめどに、一部漁船を対象に試験的なI Q方式に着手し、データ収集を開始すること。

それから、本件は、我が国におけるI Q方式導入のテストケースとして、実際の効果や課題を検討しながら実施することとして、具体的な管理手法や検証のための準備を進めるということになっております。

2番目、スケトウダラ、日本海北部系群です。資源回復を図るため、今後はT A CはA B Cと等量かA B Cに近いものとし、T A C以外の管理措置も併せて実施すべきであること。

2点目としまして、この場合、T A Cが極めて限られることから漁獲枠を漁船ごとではなく操業実態を踏まえた最適な経営単位、複数隻体制でございますが、で配分し、資源と経営をバランスさせた合理的な漁獲を目指すことが必要であり、この検証が今後のI Q方式の枠組み構築に資するものと思料する。ただし、スケトウダラを漁獲する小規模沿岸漁業については漁船数が多く、個別割当の配分や管理が困難であるという実情にあることから、地区別・漁業種別のグループ配分等によるべきであること。

そして、これらを実証する際には、経営単位やグループごとの数量を記したT A C協定を認定するなど公的関与を強化しつつ、その効果や課題について試験研究機関が検証する

ための方策を検討する。

それから、漁業者の短期的な窮状を緩和する措置を含め、漁業実態を踏まえた最適な経営単位の検討、他魚種、他業種への転換や減船による漁船数の削減等の操業体制の再編等、地域における漁業経営の合理化のための措置を総合的に検討すべきであるということとしております。

それから3番目、太平洋クロマグロでございますが、親魚資源量が歴史的最低水準付近にあり、未成魚の漁獲を大幅に削減されるべきとの国際科学機関の管理勧告を踏まえ、我が国の2015年以降の未成魚（30キロ未満）の漁獲上限を4,007トンとする。

そして、具体的には、漁獲上限の遵守のために、報告頻度の高い漁獲モニタリングを実施するとともに、これは全国の都道府県会議等では、もう表明されている話でございますけれども、全国を6ブロックに分け漁獲が上限に近づく場合に警報や操業自粛要請を漁業者等、これ、流通加工業者であるとか消費者も含むということでございますけれども、広く発信していく。

そして、色々ご指摘もあった、大中型まき網の漁獲モニタリングと、それから日本海の産卵期の漁獲管理についても引き続き実施すること。

そして、選択的な漁獲が困難な定置網等に対するものも含めて上記措置の円滑な実施のための方策を検討していくということにしております。

4番目、トラフグでございます。トラフグを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関が参画する横断的な検討の場を設けて、統一的な方針のもと、資源管理指針や計画を策定し、資源管理を進めていくことを目指す一方で、先行的な延縄等の漁業者の取り組みを併せて促進していくということが1点目。

それから、漁獲の7割を未成魚が占めるという現状の中、漁業の実情を調査するとともに、関係者が連携して未成魚の漁獲抑制や再放流に取り組むことも検討する。

そして、トラフグに関しては、種苗放流が重要になっていくわけなのですけれども、種苗放流については、資源管理との一層の連携を図りながら、放流効果の高い場所での放流等、有効な種苗放流を検討するというところでございます。

それから、「今後の資源管理への期待」ということでまとめさせていただいています。

今後、政府は関係部局及び漁業関係者と調整を進め、より具体的な措置を早急に検討し、可能な部分から速やかに取り組みを実施。

2点目。上記4魚種に対する取り組みは、それ自体が重要であるだけでなく、今後の他の魚種について資源回復を図る際にも有用であること。

3点目として、資源管理指針・資源管理計画体制の評価ともあわせ、我が国の資源管理のあり方を、次期水産基本計画も視野に入れつつ、引き続き検討していくこと。

そして、まとめとしまして、これら取り組みは、水産日本の復活に向けた貴重な一歩となることを期待すること。

こういった形で、骨子案としてまとめ、これを取りまとめ全体の正文としていきたいということでございます。

それから、先ほどございました通り、資料5でございます。資料5に、委員からの配付資料がございますけれども、その1ページ目、2ページ目に、本日どうしても所方で欠席しなければならなかった佐藤委員から、事前に配付した骨子案をご覧になられてコメントが来ております。簡単に紹介いたします。

「IQ・ITQについて」は、資源管理上の手段として、魚種・漁法・地域など、有効であると見込まれる場合は、取り入れたほうがよい。

ただ、全国一律の導入の可否を論ずるのは非生産的なので、適正な方法として共通の認識が得られるような場合は、部分的であっても採用すべきである。

それから、ITQについては、大きな問題が指摘されていて、海外における実施例においてもその利害得失が論じられ、IQ導入が既に行われたものについて、関係者の理解が得られれば、試験的なケースとして実施してみるという考え方については否定的ではない。法的な整理は必要となろう。これまでの議論を聞いたところでは、なお、時期尚早ではないかというようなご意見。

それから、「資源管理計画の見直しについて」は、これは佐藤委員の発言が非常に多かった内容でございますけれども、3年が経つので早急にその見直しを行うべきである。効果が不十分なものについては、管理方法の強化を考えるべきである。

国、県中心ではなく、当事者の主体的な取り組みにおいて行うべきであるけれども、科学的な知見に基づくアドバイスは、水産庁「等」と書いてありますけれども恐らく都道府県から、十分に行われるべきである。

そして、水産資源のバランスの取れた管理を考えれば、受動的だといわれる定置網とか小規模漁業の混獲の問題も新しい取り組みが必要ではないか。こうした分野に対しては、

資源管理計画のあり方と収入安定対策における優遇措置を検討すべきではないか。こういった意見が出ております。

「個別魚種」につきましては、マサバについては、自主的な漁獲枠の漁船別配分をやっているのでこの方向で進めるべき。試験的に実施しながら検証すべきである。

それから、スケトウダラについては、できるだけ早急にABCに近づけるべき。ただ、この場合、厳しいTACの状況では、経営単位やグループで見るなど、具体的な工夫を行うべきである。

それから、太平洋クロマグロにつきましては、国際管理機関の管理勧告を踏まえた強化が必要で、未成魚の漁獲制限がポイント。この際、大中まきのモニタリング等は引き続きしっかり実施することは当然。定置網など自らコントロールが難しいものについても対応方法を考えるべき。

トラフグについては、漁獲の多くが未成魚であるという実態があり、実態の調査と同時に漁獲抑制や再放流にも取り組むべきである。

それから、「その他取りまとめに当たって」ということで、新たな知見を取り入れて、積極的に、より進んだ管理の推進について取り組むべきである。

この際、漁業者の理解を十分に得つつ、新しい取り組みを試していくべきである。ただし、この場合も制度の効果と行政コストの関係を考慮しなければいけない。

それから、TAC対象魚種については、今後少しずつでも対象魚種を強化すべく、科学的知見の集積に努めていくべきであるというようなコメントが寄せられております。

以上、説明を終わります。

○櫻本座長 どうもありがとうございます。

以上の取りまとめ案、取りまとめの骨子案ですね、ご意見等をお願いいたします。

はい、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 「個別事例として上げた魚種ごとの資源管理の方向性」というところで、まずマサバ太平洋系群につきましては、「一部漁船を対象に試験的なIQ方式に着手し」ということですがけれども、全体としてコントロールしている中で、漁獲割当、月別にですね、これはどういうふうなやり方になるのかということを1点目。

そして、2点目は、これはスケトウダラ、日本海北部系群にかかわるところですがけれども、グループ配分というのは、これ、どのようなグループ配分になるのか、刺し網の

地区と延縄の地区があつて、それでおかつ延縄の地区は、その檜山管内の地区ごとに船団組んで、あるいは船団をまたいで19トン階層と10トン未満階層で、操業調整を行っているなど複雑に入り組んでおりますけれども、こういう中でグループ配分なんて、どういうふうにお考えになっているのかということが、もう1点です。

それで、マサバ、スケトウダラ、両方にかかわることですけれども、許認可制度で言えば、マサバ系群は国のほうですけれども、まき網のほうですね、スケトウダラの場合は国と大臣と知事と、2つになってます。

漁業調整規則のところと大臣の許可条件のところなんですかね、よくわからないんですけども、試験といえども制度上、どのような運用になるのか。大変、複雑なものを思い浮かべてしまうんですが、TACの委員会の中での数量の配分はいいとしても、そこでこのIQの枠をどういうふうにして制度上で運用管理していくのかというところが分からないのです。試験操業ということで自主的にやるのか、あるいは制度上で縛りが出てくるのかということをお聞かせいただきたいということです。

○櫻本座長 はい、ありがとうございます。

はい、お願いします。

○加藤漁業調整課長 まず、太平洋マサバのほうですが、現在漁業団体のほうと、どういうやり方ができるかということについて調整といいますか協議を進めているところでございます。

ここにも書いてありますけれども、既に北部まき網漁業では、自主的な取り組みとして月別・船別というのをやっておりますが、今回は、それとは並行して年間、年間と言いますか今年の秋から漁期終了までのIQというのを数隻に割りつけてやってみたらどうなんだろうかというようなことで、今、調整を進めているところでございまして、具体的に何隻でということまでは、まだ決まっていないという状況です。

それから、スケトウダラについてですが、グループ配分という部分につきましては、その沿岸漁業のところでは北海道知事許可の漁業になっております。これにつきましても、どういう形が最適かということについて、今北海道庁さんのほうと担当者間で検討を進めているというところなんです。

あと、最後のご質問で、じゃ、実行上どうするのかというところですが、やはり試験的にやるにしても、そこには公的な関与ということがどうしても必要になってまいり

ます。

そのやり方としては、まさに今濱田委員がおっしゃったように、国なり道は、試験操業許可ということで公的に許可を出して、その例えばですけれども、条件として上限数量を設定するとか、色んな方法があるかと思っております。

いずれにしましても、現時点でこうだということは、言える状況にはまだ至っておりませんが、考え方としては、国なり道の公的関与というのを十分した上でやっていくということと、当然そういう形にしないと、なかなかデータを取るところにも影響してまいりますので、そこら辺はしっかり試験的に実施をし、それを検証できるような体制を、今考えているという状況でございます。

○濱田委員 沿岸のほうの、特に延縄の船団に関しては、このグループを細かくすると、これは大変なことになるというふうに思いますので、そこだけ一応提言ということで。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

他に。東村委員、お願いします。

○東村委員 マサバ太平洋系群のことですけれども、既に業界と話し合いが始まっているということで、私のコメントというのはコメントにすぎなくなるかと思っておりますけれども、まず1点目は、疑問点として、誰がIQ、試験的でもですね、IQ方式の時のIQを決めるのかということですね。

最初に決めたIQの、そのTACに対する比率というのは、これはなかなか動かすのが難しいもので、色んな言い方を外国、カナダなんかでもしていて、これは権利であって、採ってもいい量だけれども、確実に採らせてあげる漁ではないと。採れなくても国の責任ではないよということをはいたってはいらるんですけれども。そして、これは権利じゃないよと。国からちょっと与えられた優先権みたいなものですよと言っているんですけれども、やっぱり動かせないということで、最初決めるというのが非常に重要かと思ひまして、質問させていただきました。

それから、このマサバの時に参考人として来られた方に、私が質問、それは自主的なIQじゃないんですかというような趣旨の質問をしましたところ、ちょっとどなたか、資料を見ていたんですけれども、名前わからないんですけれども、業界団体の方で、IQっていうのは年間漁獲量で確定して、あとの調整がない、ベニズワイガニのようなものだから、このように漁期中に調整しているというのはIQではありませんというふうに回答されま

した。

けれども、私としては、そういう一応年間 I Qを決めて、その運用方法として、例えば漁期の途中で一定の条件のもとで融通するのもありかなと。例えば、もう漁期後半になって I Q、これカナダの事例ですけれども、漁期後半になって I Qの20%は動かしてもいいよというようなことをやっています。そうしたら、次の年になったら戻るんですけれども。

それで、ということでは考えますと、I Qじゃないとおっしゃってましたけれども、まあ I Qというふうに考えて実質的にあまり大きな変化は少なくするというので、漁業者の方も納得されるのかなというふうに、調整が行われているということはそういう方向なのかなと思います。

それで、業界のルールというのは、過去の積み重ねの交渉の上に成り立っていて、その経緯がわかっている人にはいいんですけれども、今後また新しいメンバーが入ってきた時に、理解不能なものとなる恐れがあるので、そういう I Q制が、現在の業界ルールを洗練化するような形で導入されるならば、私は非常に望ましいのではないかと考えます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○櫻本座長 はい、ありがとうございます。

じゃ、よろしいですか。お願いします。

○枝元資源管理部長 まず、ここで使っている I Qという言葉は、国が配分するという公的なものです。マサバの場合、国が全て管理しておりますので、国が管理するということですし、基本的には私どもとして、やっぱり実験、実験といいますか試験的に着手するというものは、基本的な I Qということなので、年間でちゃんと決めて、そんな動かさないという、その基本は崩さずにやった上で、そこで多分効果だとか、今、ご指摘いただいたような課題とか色んなことが出てまいります。先ほど色々議論もございましたけれども、日本的にどうアレンジできるのかとかいうのはあるのだろうとは思うのですが、ともかく最初からそこを崩してしまいますとおかしくなりますので、これは国がきちっと配分をして、その配分のやり方はさっき濱田先生からもありましたけれども、許可の条件とか、幾つかの担保のやり方がありますけれども、適当に融通できるとか、そういうことはしないという純粋な I Qを、ともかくまず、試験的にマサバで導入したいと、そういうことでございます。

それで、じゃ具体的にどうするかというのは、まさにこのマサバの最後に書いてある、

具体的な管理手法や検証のための準備を進めるということで、一応は、本年秋をめどにということ、あまり時間はないのですけれども、これはやっぱり業界の方々ともご相談をしながら基本を壊さないように準備をちゃんと進めるべきだというご指摘を、私どもがいただいている文章だと思っております。

あまり時間がないことは、承知しております。

○櫻本座長 よろしいでしょうか。

○東村委員 はい。

○櫻本座長 どうもありがとうございます。

じゃ、他に。はい、幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 私は、個別事例のスケトウダラのことについて、ちょっとお話をしたいと思えます。

4点ほど書かれておりますけれども、ちょっと最初の水産庁のほうの濱田先生のご回答で「試験的にやる」という話があったので、ちょっとそこは安心したなとは思っております。

マサバのほうは、I Q方式の導入テストケースというふうに明確に書かれていたんですが、スケトウダラのところの書き方が、そういうふうにちょっと直接的には読めなかったものですから、それ、先ほども濱田先生からも議論のあったグループの話なんですけれども、どういうグループ分けをするかというのは、多分非常にやったことのないことに取り組むものですし、これをI Qでやるということになると、そのグループごとでこのI Qを動かせるのか動かせないのかみたいな話も、色々あるかと思えます。

それで、どういう形のグループでやるのがいいのかは、少し実験的に、試行的に色々やってみて、やはり最適なものを選んでいくっていうことが必要なんだろうと思えますので、その間は、やはり試験的にといいますか、そういう試行的なやり方を経た上で最終的にどうするのがいいのかというのは考えるのが妥当なんだろうというふうに思っております。

それと、今後こういう、今、資源状況、非常に悪いので、T A Cは下がるという、そういうことで流れてはいくんだと思えますが、4番目に書いてございます、非常に今、漁業者も厳しい状況にあって、これを見直していく中での経営合理化のための措置ですとか、色んなそういう転換だとか、もう、そういう総合的な措置を検討すべきということを書いておりますけれども、この辺はしっかりこの会議、検討会として国のほうにもしっかりこ

ういうことをやっていただきたいということを、重ねて、ちょっと私のほうから申し上げたいと思ったところです。

以上です。

○櫻本座長 ありがとうございます。

これに対するお答えは、無くてよろしいですか。

○幡宮委員 はい。

○櫻本座長 じゃ、要望ということで受けたいと思います。

それで、さっき手が挙がってますので、牧野委員、その後田添委員、お願いします。

○牧野委員 はい、ありがとうございます。

1 ページ目の3. の(1) TAC制度の2つ目の○ですけれども、一番最後の部分、「漁業者への影響緩和も検討すべき」とありますが、これ、そうなんですけれども、今日の佐藤参考人のご指摘にもありましたけれども、資源管理していく上で、陸の上の加工流通のところも含めた視点というのが重要ですので、ここ、「漁業者」に特定せずに、例えば「漁業者等」にするとか、あるいは本文の肉づけのところ、陸の上の部分もしっかりご配慮をいただければと思います。

それから、一番最後の部分ですね、3 ページ目の最後の「今後への期待」というところなんですけれども、○2つめ、4つの個別魚種は、他の魚種についても転用可能な有用な知見なんだという、ここは非常に重要だと思いますので、上記4魚種がどういう性格の資源で、どういう性格の漁業なのかということも、本文の中で少し言及していただきたいですし、またこの検討会の結論が、水産政策全部をカバーしているわけではないので、どういう残された課題があるのかという、水産日本復活のために、あとどういふことも連携が必要なのかとかですね、少しそういう広いところも一番最後のところでちょっとだけ言及いただければいいなと思います。

あと、英語バージョンも作っていただければと思います。

○櫻本座長 はい。ありがとうございます。

じゃ、田添委員、お願いします。

○田添委員 3点、あるんですけれども。まず、2ページの自主的管理の高度化というところなんです、2つ目の○です。「計画の評価・検証は、計画の策定者である漁業者自らが行い」ということで書いてあるんですが、前回は発言させていただきましたけれども、

自らはなかなか難しいものですから、国や県の支援が必要ということで、この取りまとめに記載してもらったんですけれども、やはり、ここの部分を、次の3つ目の○では、「国や県等が適宜助言等」と書いてあるんですけれども、助言ぐらいでは、まだ弱いなということで、強力なサポートが必要だと思うんですよね。

それで、2番目と3番目の○を合体したような形での表現ができないだろうかというのが、まず1点目です。

2点目は、クロマグロ、3ページですね。参考人及び私のほうから色々意見を申し上げたんですが、最後の4つ目の○に、「上記措置の円滑な実施のための方策を検討」の方策に入っていると思うんですけれども、さまざまなこと、例えば養殖種苗の確保とか漁獲制限または抑制により生じる損失には対応策が必要など申し上げたんですけれども、これは取りまとめに当たってできるだけ入れていただきたいと。

そして、もし、良ければ、この骨子の中にも、何か入れられるものがあったら入れていただきたいというのが、お願いでございます。

それから、3点目はトラフグでございます。1番下の○なんですけれども、「放流効果の高い場所での放流と、有効な種苗放流を検討」と書いてあるんですけれども、放流効果の高い場所というよりも、それよりも優先するのは、十分な放流尾数の確保や集中的放流といったものが必要になるかと思いますので、そういったものを入れていただきたい。

以上、3点でございます。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。はい、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 2点、お願いしたいと思えます。今、お話にございました自主的管理の高度化の中での個別の計画の評価・検証のことでございます。個々の漁業者からすると、自分はどういう考え方で何をやったかと、こういうことについてはしっかりと整理をしていくんだと思えますが、個々の漁業者のやったことが全体にどういう効果を与えたのかということについてまでを含めた検証であるとか評価というのは、上の段階での整理をしていただく、この仕分けを、ぜひお願いをしたいと思えます。

それから、今日参考人の佐藤力生さんが言われたことで、提案をしたいと思えますが、資源管理のあり方の区分の仕方でございます。非個別割当とIQ・ITQという仕分けに加えて、この共有割当方式という、日本型のIQ的なやり方というものを加えて分類をす

べきではないかと、こういうお考えだと思います。私も第1回目のこの委員会の中で、日本型のIQ的な自主的な取組みというものを、こういう中で評価をしていくべきお話をさせていただいたところでございます。

今回はIQ・ITQについての論議が中心でございますから、ここの中からはみ出すのかもしれませんが、IQを正確に言えば、先ほど、枝元部長からあったように、国が割り当てたものが正式なIQであるということは間違いありませんが、その全体のTACの中で業界に与えられたものを自主的に、また業界の中でやっていくというものもありますし、もう1つは、私も前回にもお話しして、今回佐藤力生さんからもお話があったような、自主的な、IQ的な結果的には効果をあらわすような手法、こういうものについての評価というものを、この中に入れていただければということをお願いさせていただきます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

はい、重委員、お願いします。

○重委員 今のIQのほうの考え方なんですけれども、これまでの議論を通じて、色々とお話を伺っている中で、やはり現場の漁業者の方々もそうだったと思いますけれども、資源管理そのものについては、皆さん前向きにやっていくというところの理解は十分得られていると思います。

一方で、今、長屋委員からもお話、ありましたように、IQ、個別割当が、昔からやっている日本の伝統的な資源管理の延長線上の個別割当なのか、いわゆるIQというアルファベットを使ったらどちらかということ、ちょっとまた新しい制度的な考え方なのか、その辺が、やはり現場の漁業者の方々というのは、ただ聞いただけだとなかなかわかりにくい部分も出てくると思います。

そういう観点からすると、この骨子案の1ページ目の(2)のところのIQ方式のところの触れ方が、少しやはりもうちょっと丁寧に、もしくは、漁業者の方々が安心して、このところを見て理解できるような形にしたらいのかなというふうに思いました。

それで、具体的に言いますと、基本的に、このところ、まず最初の○のところですけども、「前提として」の後のところが、例えば「IQ方式活用の余地」というか、これからやはり試験的に色々この4魚種で色々やられるというのは、多分、この4魚種でやるに当たっては、その魚種、漁法、規模、まあ色々な条件が適合しているものについて、それから試験でやる以上は、もしかすると上手くいかない可能性もあるわけですよ、そ

うということも含めて、「余地がある」というよりは、このところはそういうような条件がある中のものについて、そういうIQを活用して、より資源の管理が上手くいくような方策を作ることの可能性があるので、それを実証するという事だろうと思いますので、ただこのところで、余地があるので色々やりますよという、さっと言ってしまふよりは、ちょっとその辺の説明を入れていただきたいのと、それからその2つ目の○というか、こういうようなものを実施するに当たっても、IQ制度そのものを本格的に導入するようなことが、もしこの後出てくるのであれば、それは当然漁業者の方々に理解されて進めなければいけないわけでしょうけれども、でも、これも実証ということなんで、将来的にやはりその辺を見据えて少しでも一歩踏み出すような形になるんで、そういう意味では、やはりこの辺についても漁業者の方々にIQの、IQというか個別割当かもしれませんけれども、そういうようなものの効果とか意義とか、そういうようなものを十分理解していただいた上でこういうものを進めていくというような、そういう姿勢的なものを、ちょっとここに書いておいていただけると、後、紙が一人歩きした時に、漁業者の方も少しは安心するのかという気がいたしました。

これは、要望でございますというか意見です。

○櫻本座長 はい、どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。はい、勝川委員、お願いします。

○勝川委員 魚種なんですけれども、例えばブリのようなものもやってもいいんじゃないのかなと思うんですけれどもね。今、ブリ、資源はいいですけれども、未成魚中心で、生産金額も下がっているんで、個別漁獲枠のようなものを入れて価格対策をする。

それで、ブリの全体の価格が上がることで、養殖業者も非常に助かると思いますし、資源が悪いものだけではなくて、経済性を高めるという目的でも使えるんじゃないのかなというふうに思います。

あと、今回IQでいって、ITQね、譲渡に関しては慎重にするということは、僕も非常にいいことだと思ってまして、ニュージーランドでも小規模まで含めてITQを入れたんですけれども、離島の漁業などで、離島が持っていた漁獲枠が、漁師が売って外に出てしまったとか、そういうことが結構起こっているんですよ。

ですから、最初はIQを入れて、きちんとその漁業の利益が出る体制にすると。また、譲渡に関しては、多分漁業者からも譲渡したいというような話も出てくるような気もしま

すけれども、譲渡に関しては時間をかけてじっくり議論するというでいいと思います。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

最初のご意見に関しては、ちょっとブリは今回検討してなかったもので、ここでちょっと入れるのはきつかなという気は、私はするんですが、いかがでしょうか。

○勝川委員 そうですね。はい。だから、うん……

○櫻本座長 とりあえず、今回検討した4種で検討するという形でもよろしいでしょうか。

かなりまた、最初からブリの関係者をお呼びしてという形にしないと、ちょっと難しいかなと。

○勝川委員 うーん。

○櫻本座長 はい、牧野委員。

○牧野委員 今の点についてですけれども、この最後の期待、資源管理の期待のところ、この4魚種はあくまでモデルケースであって、それで他の魚種にどんどん適用していくんですよ、参考にできるんですよというような書きっぷりですので、ブリもその文脈で十分議論もできるでしょうし、管理を強化することはきっと必要だと思いますので、そういうことが可能かなというふうに思います。

○櫻本座長 はい、わかりました。

じゃ、モデルケースとしては、とりあえず今回は4ケースを挙げさせていただくということでもよろしいでしょうか。

はい、じゃ、他に。八木委員、その後、濱田委員、お願いします。

○八木委員 これ、I Qについて一歩踏み出すようなことになっていて、ここは重要な決断であると思いますが、この事務局案というか議長の案も、支持いたします。

1点だけ、2. の3つ目の○ですね。「資源状態に関する漁業者との認識のズレを解消すべく、関係漁業者との間で意見交換・説明会を開催」というのは、多分、これは第1回目に議論があった話だと思うんです。資源評価では、資源横ばいというようなものが多いところ、漁業者にアンケートを取ってきたら「悪い」と感じているという人が多かったという話を受けての話かなと、私、勝手に思っているんですけれども、これ、認識のズレを解消する必要はあまりないような気がするんですね。それだと。

これ、よくあると思うんです。この前も話をしたかと思うんですが、例えば日本経済で、経済、回復していますかというふうに街角でアンケートすると「回復していません」とい

う人が多いですし、ところがGDPを見てみると伸びていたりしますから、それは多分、何でそういうことが起こるかという、大企業に勤めている人は、GDP、回復していると思っているし、中小企業に勤めている人は、そうは思っていないということで、多分、これは同じで、沢山の漁業者が従事している漁業の資源というのは悪くなっているんですが、その他の数が少ない漁業者が従事している漁業の資源というのは横ばいなのかもしれないし、そういうところからすると、認識のズレがあるのは、むしろ当然なのかもしれないですね。

この前、私が話をしたのは、そういうのをちゃんと調べて、あとは質問表に戻って、よく調べたほうがいいですよというお話をしたんですけれども、そういう情報を与えながら、漁業者との間で意見交換、説明会を開催するというのはいいと思うんです。

ただ、認識のズレを解消する必要は、必ずしもないかなというふうに思ったんですが、書きぶりは事務局に、事務局というか議長にご一任します。

○櫻本座長 はい、ありがとうございます。

他にございますか。すみません。濱田委員、手が挙がってましたですね。

○濱田委員 IQ導入に関して見切り発進にならないようにと思い、ちょっと一言だけ。

例えばスケソウダラを底びき網が採っていますが、例えばIQを導入して、その枠を満度にも使ったとします。でも混獲漁法ですから、当然操業はストップするわけではなくて、続けられるわけですね。ストップするというのも1つの手かもしれませんが。

その時に、どうしてもスケソウダラが網に入ってくるようなことがあった場合、どうするのか。ある程度、漁獲物の構成が単純であることは理解はしているんですが、それでも全く入ってこないというふうなところまでは言えないと思うんです。

それで、やはりその辺のところを想定する必要があると思うのです。例えば、スケソウダラのIQがクォーターがアップになった時の操業を、どういうふうに処理するのか、オーバーした場合に、例えば持って帰れないから海上投棄しなくてはいけないみたいなケースが出ないようにどうするのかっていう整備は、やはり必要じゃないかなというのが1点目です。

それと、今回の取りまとめとは関係ないかもしれませんがもう一つあります。資源管理の手法の1つとして、TAC、IQというのが当然あり、漁獲競争の中で、集計が遅れてTACオーバーという事態が起こることがあるので、そういうのを防ぐという意味

で、IQは非常に実効性があるというのは確かでございます。けれども、競争を排除し、漁獲量をコントロールするという方法は、従来から日本でも、協業化とかプール制とかで行われてきました。採り過ぎないように早採りのマインドを抑えるというやり方は、多々あり、それらは漁業者の知恵で、あったわけで、そういったものに対する評価があまりなかったと思うのです。実際にこの檜山の場合は、檜山のスケソウ延縄漁業の場合は、協議会を漁業者自らが運営し、集団操業、生産統制をやっているわけですね。そこにIQを入れるというのはどうかなと思うのです。漁獲量をコントロールできる仕組みが既にあるのに、IQを改めてはめるとするのはやりすぎであり、無駄だなと思うのです。いずれにしても、IQが1つのやり方としてあるっていうのは、私も理解してはいますが、漁獲量をコントロールする方法としては、共同経営、協業化とか、あとプール制を導入するとか、そういった色々なやり方が各地でやられていて、またこの検討会は「資源のあり方検討会」であり、「IQ検討会」ではないのでそういった評価も議論すべきだったのではないのでしょうか。その辺は水産庁もよく知っておられると思いますけれども、偏った評価にならないように、これだけしかないというような見方には違和感があります。場面によっては大変有効な時もあり、どうしてもトップダウンで強制的にやらざるを得ないこともあるとは思いますが、この辺のさじかげんみたいなのも、やはりちゃんとしていただきたいなと思うのです。今後とも。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

じゃ、長屋委員。

○長屋委員 先ほど私が申し上げて、重委員が、その後ちょっとフォローしていただいた部分でございます。

今回のこの資源管理のあり方の検討会は、漁業界だけでなくて広範な方々の関心を呼んでいる。マスコミの方々も非常に関心を持っていただけて大変ありがたいことだと思っています。

そういう中で、先ほど申し上げたような、今回の中で、前段でありましたような手法の中でもIQ・ITQ、それから非IQといいますかね、こういう分類に、先ほど、もう一つ加えていただきたいとお話ししたものを加えること等によって一般の方々にも、また漁業者にもわかりやすい、いわば仕分けというものを示していただきたいと思っています。

ですから、本当のIQというのは、国によって割当をするものですよと。それから、そ

れ以外に業界で割当ていくのがありますよとか。幾つかのパターンがあると思います。

それで、例えば新潟県で今取り組まれているホッコクアカエビについても、これはI Qというふうに言うのか、それとも佐藤参考人がさっき言っていたような「共有割当方式」というふうに言うのか、ある程度仕分けが一般の方々も含めてできるような形で、仕分けをしていただきたい。

そうすることによって、さらに水産資源の管理のあり方について、一般の方々の認知も進むであろうし、色んな議論をするベースが作っていかれる。

そうじゃないと、言葉だけが先行して、同じI Qと言ってもイメージしているのが違うという段階では、なかなか議論がかみ合わないということもあると思いますので、ぜひこの辺の工夫をいただきたいとお願いします。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

じゃ、東村委員、お願いします。

○東村委員 すみません。先ほどもお聞きしたマサバ太平洋系群なんですけれども、国によってI Q、まだテストケースということではあるということですが、そのテストケースであっても、今、業界のほうでやっている月別・漁船別配分とどういう絡みになるのかなということ、少し疑問、疑問というか素朴に教えていただきたいという感じなんですけれども、かなり自主的に色々なことをされているのは置いておいて、置いておいてというのはそれは残しつつI Q制というものを入れていくという理解でよろしい、この書きぶりだと、私はそうだと理解したんですけれども、それをやめてしまってI Qにするという意味ではないということを確認したいんですが、いかがでしょうか。

○櫻本座長 お願いします。

○加藤漁業調整課長 今、委員ご指摘の通り、通りと言いますか、現状やっているものについては、基本、試験的に取り組む船以外は、今の取り組みを継続して基本的にはやっていきます。

それと、こうして数隻の試験船が、年間I Qという形で実際にやってみると。そうすると、今やっているやり方と、その試験的なものの比較検証というのが今後できてくるわけなので、やはり、我々としては、まずそこをしっかりと見ていきたいということで、そういうやり方をしたいというふうに我々としては考えて、今後業界のほうと色々ご相談したいと思っています。

○東村委員 ありがとうございます。

○櫻本座長 ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問。

はい、田添委員、お願いします。

○田添委員 すみません。時間押している中でも、1点だけお願いがあります。

今まで発言してないんですけれども、資源管理のあり方にかかわる関係で、ちょっと発言をさせていただきたいんですが、国際漁場、東シナ海等なんですけれども、御存知のように中国の虎網という漁船300トンクラス300隻が、日本側のラインでビッチリ操業をやっていて、これは多分、サバとか色んな資源に、また沿岸資源に悪影響を与えているんじゃないかと思っております。

そういった意味では、このような国際漁場における関係国との資源管理についても、今後、検討すべきだというふうに考えておりました、例えば、東シナ海だったら日中韓3国で、資源管理機構などの組織を作って、それで具体的な管理手法も検討していくと。

そうしていかないと、我が国の資源管理にもかなり悪影響を及ぼすのではないかと考えておりますので、この取りまとめには、もちろん入れる必要はないんですけれども、今後ぜひ、ご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○櫻本座長 はい、どうもありがとうございます。

はい、じゃ、よろしくお願ひします。

○枝元資源管理部長 ありがとうございます。

中国の虎網の関係、ご指摘がございまして、中国と交渉を色々やっておりますけれども、虎網については、中国も、もう新規造はしないということを打ち出しました。

ただ、我々として問題にしているのは、中国が許可しているのが290ございますけれども、それ以外にいわゆる無許可な虎網もあって、それについての管理の強化等について、中国政府と鋭意、やっておりますし、これ、韓国のまき網も困っておりますので、韓国のまき網業界と日本のまき網業界が協力して、中国に対してというようなこともやっております。

それで、さっきおっしゃった、東シナ海の管理機構のお話なんですけれども、資源的な話をすると、確かに東シナ海、さらに言うと黄海ですね、そこも含めた国際的な管理というのは、理想型としてはわかるんですが、そこは公海ではなくて、日本・中国・韓国、さ

らに言うと台湾を含めて、それぞれが200海里、EEZをどこまでということを目指しているのが、凄く重複をしております。

そういうことも含めて、そこで最も大きい漁獲圧を持っているのは中国でございますので、日本にとってどういうやり方が本当に利益になるのかということは、また個別にでも、色々議論をさせていただければと思います。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

それでは、今色々ご意見をいただきましたので、それらを取り入れて、新しく骨子案を作りたいと思います。細かい文言につきましては、座長一任ということでお願いしたいんですが、作成したものは、また皆さんにメールでお配りして、ご意見をいただくということにしたいと思います。

どうも、長い間、ご議論ありがとうございました。

それでは、最後の議題ですけれども。

勝川委員、お願いします。

○勝川委員 我々、ここで議論しているのは、漁業関係者のためなんですけれども、東京で平日に会議をしても、多くの漁業関係者が参加できない。

皆さん、関心を持っていただいているんで、ぜひインターネットで公開してほしいという声が挙がっているんですね。

それで、ある国会議員が、水産庁にインターネットで配信したいと申し入れたところ、委員の反対がなければぜひやりたいという前向きな回答を得たということなんです。

これ、公開の会議ですし、別に外部に隠さなければいけないようなことはないと思うんですけれども、この会議をインターネットで公開することに反対の委員の方はいらっしゃいますか。

○櫻本座長 今、勝川委員から、そういう発言がありましたけれども、委員の皆さんに特段反対がなければ、それは採用するというやり方で問題はないわけですね。

○黒萩資源管理推進室長 はい。現在、当然皆さんこうやって来ていただいているように、議事は全くオープンになっております。

ただ、1点お断りしているのが、画像・映像撮りを、会議が始まってからはご遠慮くださいということで、会議が始まった時には、カメラを持った皆さんはずっと退室していただくということになっております。

それは、要するに自由闊達な意見に妨げが出るのではないかというような趣旨であって、その画像・映像というのは、遠慮してもらおうというのが、当会議のみならず、他の会議もそうなのですけれども。委員の皆さんが、そういうふうな合意であればということでございますけれども。

○櫻本座長 それでは、少しご意見を伺いたいと思いますが。

○長屋委員 画像を入れるということであればね、今、マスコミの方々のカメラをどうするかということも同時に議論しないと。片側はふさいで、片側はあけるということにはならないと思います。

○黒萩資源管理推進室長 それは当然、もう全く同じだということになると思います、そうであれば。

○長屋委員 テレビも入れるということを含めて検討するということですか。

○黒萩資源管理推進室長 はい。

○櫻本座長 他に、これに関して何かご意見。

○長屋委員 他の会議では、あまりないですよ。

○櫻本座長 そうですね。他ではやってないですね。

はい、幡宮委員、お願いします。

○幡宮委員 今の水産庁のほうから、カメラ撮りは冒頭のみという、そういう趣旨の理由の発言というかご説明があったんですけれども、インターネットでそれを中継することになるわけですよ。そうですね。そうですね？

○勝川委員 そうです。

○櫻本座長 リアルタイムですか？

○幡宮委員 リアルタイムでということですか。

○勝川委員 リアルタイムでなくてもいいですけれども、ただ、議事録も遅いですし、結構何が話されているのかわからないというような意見が、非常に多いんですね。

どうせだったら、国会だって中継していることだし、やはりベストはリアルタイムですよ。みんなに見ていただければ、そっちのほうは僕はいいと思うんですけれどもね。理解を得る上では。

○幡宮委員 まあ、勝川委員から、そういうご意見はあるんですが、他の、私も色んな自分の会議を持ったり、色々出てますけれども、今のようなのは、あまりないですよ。

それで、今まで1回目から4回目まで、今日もやってきていますけれども、私は今のやり方で、特にマスコミの方も会議の内容については、新聞に詳細に書いてもいただいておりますし、リアルタイムでなくてもいいということであれば、内容的にはそれほど変わらないのではないかとということで、今のままでいいのではないかなという、ちょっと意見を持っております。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

はい、東村委員、お願いします。

○東村委員 同じく、今のままでいいという意見です。

もう4回目まで来たというばかりではなく、情報の使われ方が、こういう場で責任を持った方にちゃんと傍聴を、傍聴されている方を把握されているんですね、多分。それで、責任を持って来られている方と、ただネットを見て、都合のいい部分だけを切り取って、何か言葉尻を捕まえるようなことをされるのは、大変、そういう危険性が非常に大きいと思います。

もし、インターネットで配信することが、こうした会議全般において、インターネットで配信するしないに関しては、もっとここの会議だけじゃなくて、もっと大きなところで、そういうやり方がいいのか、国会議員は、選挙で選ばれてますから、公開にされて当然だと、私は考えますけれども、我々はそういうわけではありませんので、誰かを代表しているわけでもございませんし。

という意味で、現状維持というのを。お願いします。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

じゃ、勝川委員、お願いします。

○勝川委員 僕は、我々は、日本国民を代表して、これからの日本漁業のあり方を議論しているわけで、それはやっぱり国民の知る権利を保障する意味でも知りたい人には伝える努力をする必要があると思います。

そして、また、他の会議でも、やはり公開してほしいという、そういう声が挙がった場合は検討すべきだと思います。

○櫻本座長 はい、ありがとうございました。

はい、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 今、公開されている議事録は、委員の名前を入れたもので公開をされている

んでしょうか。

○黒萩資源管理推進室長 今、インターネット上に公開しているものは、ございません。

ただ、速記を入れておりますので、若干のラグはありますけれども、後ほど公開されるものは名前が入ると思います。消してほしいと言われるのだったら別ですけれども、今のところそういったことは考えておりません。

○櫻本座長 ありがとうございます。

今回の件に関しましては、2名の方が、一応反対の意見を述べられたと思うんですけれども、この委員会の決定方式の性格上、2名の方が反対であれば、それは認めないということになるのかなというふうに、私は思います。

それで、今の、公開するかどうかというのは、今後また新たな検討会とか、そういうのをやる時に、最初からそういうのも織り込んでやっていただければなと思います。

それで、もう既に4回過ぎてますし、最後だけ公開しても、まあそんなに効果もないのかなという気もしますし、少なくとも2名の方は反対ということで、今回はもうこのままでいかせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、じゃ、そのようにさせていただきます。

それでは、最後になりますが、次回の検討会について、事務局側から説明をお願いいたします。

○黒萩資源管理推進室長 次回でございまして、これまでの検討会での議論の内容を踏まえまして、特に今日の意見もそうなのですけれども、座長の支持をいただきながら取りまとめ案、本体、この今日の骨子を膨らませたものですね。膨らましたものというか、沢山書いてあるものを作成しまして、座長の了解を得たものにつきまして、後日、事務局から各委員に目通しいただいて、調整をしながら成文化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、あと、次回の第5回では、検討会取りまとめについての議論をしまして、今後の予定について議題にしたいというふうに考えております。

それから、現在、第5回検討会の開催について、7月1日を予定しております。場所と詳細については、改めて連絡させていただきたいと考えております。

○櫻本座長 はい、ありがとうございます。

第5回の検討会について、何かご意見、ございますでしょうか。

なければ、第4回の検討会を、この辺で閉じたいと思います。どうも、長い間ありがとうございました。